

令和7年4月（年間契約等） 随意契約一覧（物品・委託契約）

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
1	4月1日	墨田区基本構想及び基本計画策定支援業務委託	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	18,575,386	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和5年3月22日付け4墨企政第403号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	政策担当
2	4月1日	墨田区公式LINE運用支援等業務委託	トランス・コスモス株式会社	2,057,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和5年3月17日付け4墨企政第770号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	広報広聴担当
3	4月1日	都市型CATVの受信（単価契約）	株式会社ジェイコム東京	単価契約	指定事業者は、墨田区を営業エリアとする本区唯一のCATV会社である。よって、ケーブルテレビの接続及び視聴を可能とするためには、指定事業者と契約する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	広報広聴担当
4	4月1日	シティプロモーション番組の制作及び放映委託	株式会社ジェイコム東京	5,775,000	指定事業者は、墨田区を営業エリアとする本区唯一のCATV会社である。平成4年秋の開局当初から、区内の地域情報・行政情報に関する番組を制作し、コミュニティチャンネルで区民向けに放送している。平成7年10月からは区広報番組も制作しているが、区の企画意図を十分反映した、良質の番組を制作する能力を有しており、本業務を履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	広報広聴担当
5	4月1日	区提供CATV番組の制作・放送委託（単価契約）	株式会社ジェイコム東京	単価契約	指定事業者は、墨田区を営業エリアとする本区唯一のCATV会社である。平成4年秋の開局当初から、区内の地域情報・行政情報に関する番組を制作し、コミュニティチャンネルで区民向けに放送している。平成7年10月からは区広報番組も制作しているが、区の企画意図を十分反映した、良質の番組を制作する能力を有しており、本業務を履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	広報広聴担当
6	4月1日	点字版 墨田区のお知らせ「すみだ」の作成・送付（単価契約）	点訳きつつき	単価契約	指定事業者は、点訳業務を専門としており、原稿の差し替えなど、不測の事態にも迅速かつ確実に対応することができる区内唯一の団体である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	広報広聴担当
7	4月1日	墨田区のお知らせ「すみだ」の戸別配付委託（単価契約）	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	単価契約	指定事業者は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	広報広聴担当
8	4月1日	墨田区のお知らせ「すみだ」のスタンド等への配架及び設置等委託（単価契約）	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	単価契約	指定事業者は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	広報広聴担当
9	4月1日	区公式ホームページの運用・保守委託	株式会社日立社会情報サービス 公共営業第2部	1,611,060	指定事業者は、本件の保守対象である当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	広報広聴担当

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
10	4月1日	YouTube番組の制作委託（単価契約）	株式会社デジタルスタジオ・ジャパン	単価契約	指定事業者は、墨田区を営業エリアとし区内の地域情報・行政情報に関する番組を制作しており、令和3年度からYouTube番組の制作を行ってきた。また、自社のスタジオを有し、音響等の専門スタッフが常駐していることから、短期間での番組制作が可能のため、更新頻度が求められるYouTube番組の制作に特化している。さらに、区内での番組制作の経験から、区の企画意図を十分反映した良質の番組を制作するノウハウを有しているため、本業務を効果的かつ効率的に履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	広報広聴担当
11	4月1日	区公式YouTubeに係る広告配信等の業務委託	有限会社ハッテンボール	594,000	指定事業者は、令和3年度から「区公式YouTubeに係る広告配信等業務委託」等の受託者として、本区のYouTubeに係る広告配信を受託しているため、本区の状況に精通し、かつ、ノウハウを有していることから本業務を効率的かつ確実に履行することができる。よって、指定事業者を指定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	広報広聴担当
12	4月1日	SNS分析に係る業務委託	有限会社ハッテンボール	814,000	本業務は、より効果的な発信を行うため本区のSNSの現状を分析するものである。指定事業者は、「区公式YouTubeに係る広告配信等業務委託」等の受託者であり、本区のシティプロモーション普及啓発事業における実績を有し、本区のSNSを熟知していることから、本業務を効果的かつ効率的に履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	広報広聴担当
13	4月1日	すみだ伝え合いラボ運営業務委託	有限会社ハッテンボール	2,959,440	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和4年7月8日付け4墨企広第269号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	広報広聴担当
14	4月1日	YouTube広告映像の制作委託（単価契約）	株式会社デジタルスタジオ・ジャパン	単価契約	指定事業者は、墨田区を営業エリアとし区内の地域情報・行政情報に関する番組を制作しており、令和3年度からYouTube番組の制作を行ってきた。 YouTube広告映像は、本区のYouTube番組の映像データ等を活用・再編集して制作する。そのため、指定事業者は、映像素材を有する事業者であり、さらに、区内での番組制作の経験から、区の企画意図を十分反映した良質の映像を制作するノウハウを有しているため、本業務を効果的かつ効率的に履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	広報広聴担当
15	4月1日	すみだの魅力フォトコンテスト開催に係る業務委託	東京カメラ部株式会社	1,320,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和6年4月11日付け6墨企広第7号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	広報広聴担当
16	4月1日	すみだ暮らしのガイド制作業務委託	株式会社ランズ	4,943,972	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和4年3月15日付け3墨企広第589号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	広報広聴担当

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
17	4月1日	墨田区のお知らせ「すみだ」の新聞折り込み委託（単価契約）	墨田区新聞販売同業組合	単価契約	指定事業者は、区内の新聞販売店で組織された区内唯一の同業組合である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	広報広聴担当
18	4月1日	住民記録管理システムパッケージソフトの使用	株式会社ジーシー東京支社	47,355,000	本ソフトウェアは、指定事業者が開発したものであり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ICT推進担当
19	4月1日	インターネット接続系環境機器等の保守委託	NECフィールディング株式会社 東日本営業本部東京第一営業部	43,054,994	指定事業者は、現在の本区のネットワーク環境の設計・構築・運用保守を行っており、当該ネットワーク環境の設定情報や機器類の構成を把握している。セキュリティ確保の観点から、当該ネットワーク環境の設定情報等については、指定事業者以外には開示することができないため、本業務を履行することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ICT推進担当
20	4月1日	データセンターサービスの使用	株式会社ジーシー東京支社	18,480,000	住民記録管理システムをクラウド環境で運用するにあたり、システム提供会社が構築したデータセンターを使用する必要があるため、本業務を履行することができるのは、システム開発事業者である指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ICT推進担当
21	4月1日	LAN型通信網サービスの利用	東日本電信電話株式会社 東京事業部	17,409,260	指定事業者は、現行の通信サービスの提供事業者であり、通信機器の入替え及び配線工事の必要がない。また、指定事業者以外では、新たな通信サービス用の回線が敷設できない施設がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ICT推進担当
22	4月1日	インターネット接続系環境における振舞検知監視等のサービス利用	日本電気株式会社 首都圏支社	3,300,000	本件は、インターネット接続系環境において、振舞検知システムが検知したセキュリティリスクをより詳細に分析し、攻撃の予兆等に対して迅速な対応を行うことを目的にサービスの提供を受けるため、当該システムの構築を行った指定事業者でなければ対応することができない。また、指定事業者以外のサービスを利用することは、本区のセキュリティ情報を公開することとなるため、セキュリティ上の理由からも、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ICT推進担当
23	4月1日	Web会議サービス（ZOOM）の使用	総合商社ベンキョウドー株式会社	1,377,552	本件において使用する「Zoomアカウント」は、新規登録（解約後に再契約）した場合、アカウントに紐づいたデータが初期化される。現在、Zoomを活用して区民等を対象にオンライン相談を実施している部署もあり、新規登録となると設定したIDやURLも変更になってしまうため、事業の継続性に影響を与える可能性がある。 よって、利用しているアカウント情報等を維持するためには、現在、利用しているアカウントの新規登録作業を行った指定事業者が更新作業を行う必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ICT推進担当

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
24	4月1日	住民記録管理システム運用保守業務委託	株式会社ジーシー 東京支社	19,800,000	指定事業者は、本件の保守対象であるシステムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	I C T 推進担当
25	4月1日	住民記録管理システム用二要素認証システムの保守委託	株式会社ジーシー 東京支社	1,732,500	本システムは、墨田区で運用している住民記録管理システムのユーザー認証システムであり、住民記録管理システムを構築した指定事業者が当該システムを構築している。当該システムを構築・設置した指定事業者でなければ、不具合が生じた際の速やかな原因の切り分け及び迅速な対応が不可能であり、本業務を履行することができるのは、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	I C T 推進担当
26	4月1日	イントラネット用サーバ等のSE保守委託	NECフィールディング 株式会社 東日本営業本部 東京第一営業部	1,429,200	指定事業者は、現在の本区のネットワーク環境の設計・構築・運用保守を行っており、当該ネットワーク環境の設定情報や機器類の構成を把握している。セキュリティ確保の観点から、当該ネットワーク環境の設定情報等については、指定事業者以外には開示することができないため、本業務を履行することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	I C T 推進担当
27	4月1日	イントラネット運用保守委託	日本電気株式会社 首都圏支社	16,789,080	指定事業者は、墨田区で運用しているイントラネットに係るシステムの開発元であるため、ネットワークの構成及び動作環境を熟知しており、ネットワークの安定稼働及び障害復旧対応を確実に迅速に行うことができる。よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	I C T 推進担当
28	4月1日	ICカードリーダーの保守委託	アマノ株式会社 錦糸町支店	1,438,800	指定事業者は、本件の保守対象である機器等の導入及び設置業者であるため、本区のネットワーク環境や設置状況及び設定内容についても熟知している。そのため、トラブル発生時において最も迅速かつ確実に原因をつきとめ、即時の復旧や不具合を解消することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	I C T 推進担当
29	4月1日	共同運営連携システムの保守委託	日本電気株式会社 首都圏支社	877,140	指定事業者は、本件の保守対象である当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	I C T 推進担当
30	4月1日	墨田区公共施設利用システムの保守委託	株式会社オーイーシー 東京本社	42,536,120	指定事業者は、本件の保守対象である当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	I C T 推進担当
31	4月1日	無停電電源装置（CVCF）保守委託	富士電機株式会社 パワエレ営業本部 社会ソリューション統括部	1,716,000	本装置は、指定事業者が製造・開発したものである。無停電電源装置（CVCF）の機器設定は、各社独自の技術を採用しており、開発・製造メーカー固有の技術情報（機密情報）であるため、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	I C T 推進担当

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
32	4月1日	統合内部情報システム運用保守委託	日本電気株式会社 首都圏支社	20,240,000	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であるため、システムの構成及び動作環境を熟知しており、システムの安定稼働及び障害復旧対応を確実かつ迅速に行うことができる。よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	I C T 推進担当
33	4月1日	個人番号利用事務系及びLGWAN接続系ネットワーク間データ連携サーバの保守委託	NECフィールディング株式会社 東日本営業本部東京第一営業部	978,714	指定事業者は、現在の本区のネットワーク環境の設計・構築・運用保守を行っており、当該ネットワーク環境の設定情報や機器類の構成を把握している。セキュリティ確保の観点から、当該ネットワーク環境の設定情報等については、指定事業者以外には開示することができないため、本業務を履行することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	I C T 推進担当
34	4月1日	ファイルサーバ及びLGWAN運用仮想基盤の保守委託	NECフィールディング株式会社 東日本営業本部東京第一営業部	6,592,647	指定事業者は、現在の本区のネットワーク環境の設計・構築・運用保守を行っており、当該ネットワーク環境の設定情報や機器類の構成を把握している。セキュリティ確保の観点から、当該ネットワーク環境の設定情報等については、指定事業者以外には開示することができないため、本業務を履行することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	I C T 推進担当
35	4月1日	被災者生活再建支援システムに係る機器外の借上（再リース）	総合商社ベンキョウドー株式会社	780,010	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	I C T 推進担当
36	4月1日	被災者生活再建支援システムの保守委託	東日本電信電話株式会社	1,234,750	指定事業者は、本件の保守対象である当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	I C T 推進担当
37	4月1日	墨田区全庁ネットワーク基盤の再構築に係る調達支援コンサル業務委託	グラビス・アーキテクト株式会社	35,200,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和5年3月23日付け4墨企1第1781号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	I C T 推進担当
38	4月1日	内部情報システムの再構築に係る調達支援業務委託	グラビス・アーキテクト株式会社	13,640,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和3年3月24日付け3墨企1第1976号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	I C T 推進担当
39	4月1日	内部情報システムの再構築に係る調達支援業務委託	グラビス・アーキテクト株式会社	11,440,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和3年3月24日付け3墨企1第1976号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	I C T 推進担当
40	4月1日	住基ネットCSの保守委託	株式会社ジーシーシー 東京支社	3,318,480	指定事業者は、本件の保守対象である当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	I C T 推進担当

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
41	4月1日	学校ICTネットワークシステム運用保守業務委託	NECフィールディング株式会社 東日本インテグレーション統括部 東京第一営業部	196,846,650	指定事業者は、令和7年度から本件の保守対象である当該システムの開発元から業務移管を受ける事業者であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ICT推進担当
42	4月1日	住民記録管理システム用端末、プリンタ及びサーバ機器等の保守委託	株式会社ジーシーシー 東京支社	27,060,000	指定事業者は、本件の保守対象である当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ICT推進担当
43	4月1日	学校ICTネットワークシステム構築委託	NECフィールディング株式会社 東日本インテグレーション統括部 東京第一営業部	430,118,656	指定事業者は、令和7年度から学校ICTネットワークシステムの開発元から業務移管を受ける事業者であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ICT推進担当
44	4月1日	内部情報システムの再構築に係る移行データ抽出業務委託	日本電気株式会社 首都圏支社	5,981,360	指定事業者は、現行の統合内部情報システムの開発事業者であり、著作権を有しているため、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ICT推進担当
45	4月1日	社会保障・税番号制度に基づく情報連携におけるデータ標準レイアウトの変更に伴う改修委託	株式会社ジーシーシー 東京支社	1,650,000	指定事業者は、墨田区で運用している住民記録管理システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ICT推進担当
46	4月1日	企業台帳管理システム再構築に係るデータ移行作業委託	株式会社ジーシーシー 東京支社	594,000	指定事業者は、本件の保守対象である当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ICT推進担当
47	4月1日	住民記録管理システムの標準化対応業務委託	株式会社ジーシーシー 東京支社	356,895,000	本業務は、令和7年度中の移行を求められている住民記録管理システムの標準化に向けた環境構築を行うものであり、全国一斉の国が定める日程に合わせた切替が必要であるが、現在、事業者においては既存顧客のシステム開発及び移行対応のために、新規顧客を取り入れるだけの人的資源が不足している状況である。 指定事業者は、平成20年度から現行システムの運営保守を問題なく履行し、本業務について2度の区ホームページ上での公募により実施したRFIにおいて、令和7年度中の移行が可能と回答があった唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ICT推進担当
48	4月1日	墨田区C10・CISO補佐業務委託	株式会社情報通信総合研究所	28,578,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和6年3月29日付け5墨企1第1622号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ICT推進担当
49	4月1日	すみだ保健子育て総合センター内ネットワーク機器の保守委託	NECフィールディング株式会社 東日本インテグレーション統括部 東京第一営業部	6,938,052	指定事業者は、現在の本区のネットワーク環境の設計・構築・運用保守を行っており、当該ネットワーク環境の設定情報や機器類の構成を把握している。セキュリティ確保の観点から、当該ネットワーク環境の設定情報等については、指定事業者以外には開示することができないため、本業務を履行することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ICT推進担当

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
50	4月1日	イントラ環境運用管理及びシステム導入に係る技術的SE支援業務委託	NECフィールディング株式会社 東日本インテグレーション統括部 東京第一営業部	10,472,000	指定事業者は、現在の本区のネットワーク環境の設計・構築・運用保守を行っており、当該ネットワーク環境の設定情報や機器類の構成を把握している。セキュリティ確保の観点から、当該ネットワーク環境の設定情報等については、指定事業者以外には開示することができないため、本業務を履行することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	I C T 推進担当
51	4月1日	庁内ネットワークにおけるメール及びウェブセキュリティ対策機器外の保守委託	NECフィールディング株式会社 東日本インテグレーション統括部 東京第一営業部	23,764,444	指定事業者は、現在の本区のネットワーク環境の設計・構築・運用保守を行っており、当該ネットワーク環境の設定情報や機器類の構成を把握している。セキュリティ確保の観点から、当該ネットワーク環境の設定情報等については、指定事業者以外には開示することができないため、本業務を履行することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	I C T 推進担当
52	4月1日	内部情報システムの運用保守業務委託	ジャパンシステム株式会社	83,223,800	指定事業者は、本件の保守対象である当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	I C T 推進担当
53	4月1日	電子申請システム（LoGoフォーム）のフォーム作成支援業務委託	株式会社ガバメイツ	8,492,000	指定事業者は、本件の作業対象である電子申請システム（LoGoフォーム）の開発事業者のグループ会社であり、利用者規約上、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	I C T 推進担当
54	4月1日	ウィルス対策ソフトの借上（再リース）	NECキャピタルソリューション株式会社	2,425,500	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	I C T 推進担当
55	4月1日	障害・高齢福祉情報システムの標準化移行及びガバメントクラウド運用管理補助業務委託	株式会社アイネス 公共営業部	37,235,000	本業務は、令和7年度中の移行を求められている障害・高齢福祉情報システムの標準化に向けた環境構築を行うものであり、全国一斉の国が定める日程に合わせた切替が必要であるが、現在、事業者においては既存顧客のシステム開発及び移行対応のために、新規顧客を取り入れるだけの人的資源が不足している状況である。 指定事業者は、平成26年度から現行システムの運営保守を問題なく履行し、本業務について区ホームページ上での公募により実施したRFIにおいて、令和7年度中の移行が可能と回答があった唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	I C T 推進担当
56	4月1日	住民記録管理システム用端末、プリンタ及びサーバ機器外の借上（再リース）	株式会社JECC	4,356,660	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	I C T 推進担当

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
57	4月1日	ソフトウェアの借上（再リース）	NECキャピタルソリューション株式会社	47,168,660	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	I C T 推進担当
58	4月1日	庁内及び出先ネットワーク機器等の借上（再リース）	NECキャピタルソリューション株式会社	10,941,700	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	I C T 推進担当
59	4月1日	イントラネット用端末及びプリンタ等の借上（再リース）	NECキャピタルソリューション株式会社	15,181,320	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	I C T 推進担当
60	4月1日	イントラネット用等ネットワーク機器等の保守委託（再リース分）	日本電気株式会社首都圏支社	5,416,472	指定事業者は、現在の本区のネットワーク環境の設計・構築・運用保守を行っており、当該ネットワーク環境の設定情報や機器類の構成を把握している。セキュリティ確保の観点から、当該ネットワーク環境の設定情報等については、指定事業者以外には開示することができないため、本業務を履行することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	I C T 推進担当
61	4月1日	墨田区公共施設計画的保全システム定期保守委託	株式会社日積サーベイ東京オフィス	2,640,000	指定事業者は、本件の保守対象であるシステムの開発元からシステム関連業務を移管されており、著作権上の理由から本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公共施設マネジメント推進課
62	4月1日	営繕積算システムの借上	一般財団法人建築コスト管理システム研究所	1,161,600	本システムは、国土交通省、都道府県及び政令指定都市で構成された「営繕積算システム等開発利用協議会」により、発注機関用として独自に開発されたものである。現在、指定事業者が本システムの管理・運営等を行っているため、指定事業者以外は、本業務を履行することができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公共施設マネジメント推進課
63	4月1日	墨田区公共施設包括管理業務委託	日本管財株式会社	329,800,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和6年4月26日付け6墨企フ公第27号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公共施設マネジメント推進課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
64	4月1日	墨田区公益通報外部従事者業務委託契約（単価契約）	中村 英示	単価契約	左記弁護士は、東京弁護士会の自治体等法務研究部から推薦された者であり、同研究部は、地方自治体に関連する法令（地方自治法等）について研究をしている。左記弁護士は、地方自治体においての諸問題等を熟知をしており、公益通報制度に係る相談を専門的に取り扱っている。 よって、本業務を効果的かつ効率的に履行することができるのは、左記弁護士のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務課
65	4月1日	文書等の保管及び運搬業務の委託（単価契約）	株式会社キーペックス	単価契約	本件は、本区の重要な長期保存文書の保管業務であるが、事業者変更による保管文書の移動には、重要文書の紛失及び盗難並びに保存箱の破損等のリスクが生じる。仮に安全性と確実性を担保しつつ文書に移すとなると、現事業者から返却された全文書を一時保管し、区が不足ないことを確認してから新たな事業者へ引き渡す必要があるが、セキュリティ等の確保が可能な一定規模(250㎡以上)の保管場所を近隣で調達することは困難であり、効率面からも著しく不合理である。よって、指定事業者が本業務を履行することが、最も効率的かつ合理的である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務課
66	4月1日	墨田区役所庁舎資源回収委託（単価契約）	R団連すみだリサイクル協同組合	単価契約	指定事業者は、長年にわたり資源物回収事業に携わっており、資源物（古紙）を事業系リサイクルシステム（エコッチャ！）により回収し、リサイクルルートに乗せることができる唯一の区内業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務課
67	4月1日	庁舎敷地内自転車整理業務委託（単価契約）	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	単価契約	指定事業者は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	総務課
68	4月1日	墨田区庁舎非常用自家発電設備保守点検委託	ヤンマーエネルギーシステム株式会社 東京支社	29,597,700	指定事業者は、本件の保守対象である設備の製造・設置業者である。 当該設備は、同社が保持する技術力をもって製作されており、競合関係にある事業者への技術情報開示ができないことから、指定事業者以外の事業者が保守点検を行うことは不可能であるため、本業務を履行することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務課
69	4月1日	消防用設備等保守点検委託（墨田区庁舎及び付属施設）	ホーチキ株式会社	9,900,000	指定事業者は、庁舎内の消防用設備の心臓部といえる防災監視盤を納入した事業者であり、庁舎内の消防用設備を熟知している。また、本件において使用する機材、消耗品等は他の事業者のものと互換性がないため、他の事業者では非常時に正常かつ迅速な動作の確保が不可能であることから、本業務を履行することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
70	4月1日	ゴンドラ保守点検委託	日本ビソー株式会社 本設ゴンドラ東京支店	726,000	指定事業者は、本件の保守対象であるゴンドラの製造及び設置業者であり、機械の内部構造に精通しており、点検に使用する機材・消耗品等は他社製品と互換性がないため、本業務を履行することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務課
71	4月1日	墨田区庁舎昇降機設備保守点検委託	東芝エレベータ株式会社 東京支社	18,589,560	指定事業者は、本件の保守対象であるエレベーターの製造及び設置業者であり、点検に使用する機材・消耗品等は、他社製品と互換性がなく指定事業者以外では調達できない。 また、指定事業者は、本委託内容であるエレベーターの24時間常時監視（遠隔保守監視）を履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務課
72	4月1日	ガソリン等の購入（単価契約）	田中燃料株式会社	単価契約	本区の契約方法で契約可能であり、日曜・祝日でも給油が可能なのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務課
73	4月1日	庁舎汚水槽、雑排水槽の清掃委託	株式会社ヒット	1,190,000	本業務は、一般廃棄物（汚泥）及び産業廃棄物（汚泥）収集運搬業許可を持つ事業者が一体的に行う必要があり、これに該当する区内業者は、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務課
74	4月1日	電話交換機保守点検委託	東日本電信電話株式会社 東京事業部	3,718,000	指定事業者は、本件の保守対象である設備の納入及び設置業者であり、庁舎内線電話の設備構成や局線データに精通していることから、故障復旧対応等本業務を迅速かつ確実に履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務課
75	4月1日	トラック（いすゞELFナロー）の借上（再リース）	オリックス自動車株式会社 首都圏営業第一部	704,880	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務課
76	4月1日	広報車（フィットハイブリッド）の借上（再リース）	オリックス自動車株式会社 首都圏営業第一部	448,800	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務課
77	4月1日	庶務課貸出車（セレナハイブリッド）の借上（再リース）	オリックス自動車株式会社 首都圏営業第一部	436,920	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
78	4月1日	ステーションワゴン車（スバルフォレスタ）の借上（再リース）	オリックス自動車株式会社 首都圏営業第一部	549,120	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務課
79	4月1日	総務課貸出車（FITシャトル）の借上（再リース）	日本カーソリューションズ株式会社 東京営業第一部	613,800	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務課
80	4月1日	総務課貸出車（ホンダFITシャトル）の借上（再リース）	日本カーソリューションズ株式会社 東京営業第一部	419,760	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務課
81	4月1日	公園課専用貸出車の借上（再リース）	日本カーソリューションズ株式会社 東京営業部	406,560	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務課
82	4月1日	ホンダシャトルハイブリッドの借上（再リース）	三菱オートリース株式会社 公共営業部	452,760	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務課
83	4月1日	庶務課専用貸出車の借上（再リース）	三菱オートリース株式会社 公共営業部	442,200	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務課
84	4月1日	都市整備課専用貸出車の借上（再リース）	三菱オートリース株式会社 公共営業部	444,840	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
85	4月1日	日産リーフの借上（再リース）	株式会社日産フィナンシャルサービス 営業本部 首都圏営業部	501,600	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務課
86	4月1日	ランプの借上（単価契約）	パナソニック電材ソリューションズ株式会社	単価契約	ランプを借り上げるにより購入価格よりも大幅に安価な供給が可能になるだけでなく、回収も含んでいるため廃棄の経費も削減できるが、本業務を実施しているのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務課
87	4月1日	割引ライターの借上（再リース）	株式会社平和堂	448,800	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務課
88	4月1日	自動車2台の借上（再リース）	三菱オートリース株式会社 公共営業部	501,600	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務課
89	4月1日	自動車2台の借上（再リース）	芙蓉オートリース株式会社	442,200	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務課
90	4月1日	アナログ規制の点検・見直し支援業務委託	株式会社ぎょうせい	7,920,000	本業務は、墨田区例規集・要綱集（例規集システム）を利用して行う必要があり、アナログ規制に係る規定を的確かつ確実に洗い出すため、墨田区例規集及び墨田区要綱集のデータベース等作成業務を受託している指定事業者に委託することが最適である。指定事業者は、デジタル庁が実施した「地方公共団体におけるアナログ規制の見直しに係る課題調査」に係る「条例等におけるアナログ規制の点検・見直し作業」を同調査の受託者から再委託を受けて行うなど、地方公共団体におけるアナログ規制の見直し作業に極めて精通し、国（デジタル庁）の方針に沿った見直し作業を行うための支援を受けることができる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
91	4月1日	追録の購入（単価契約）	株式会社ぎょうせい	単価契約	【物品】 法制執務及び法務相談、訴訟、不服申立て等への対応について、一層、適法、適切な対応等を行うため、製品を指定し、購入する必要がある。 【事業者】 本件は、指定事業者が発行する追録を購入するものであり、指定事業者でなければ納入することができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	法務課
92	4月1日	墨田区例規集及び墨田区要綱集のデータベース作成等委託	株式会社ぎょうせい	5,577,000	指定事業者は、初期データベースを構築し、かつ、その後のデータベースの付加・修正履歴も蓄積しているため、今後の付加・修正業務に、経費面及び納期面でより円滑に業務を履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	法務課
93	4月1日	法律顧問業務委託（政策法務）（単価契約）	榎本 洋一	単価契約	本契約は、次の2点から左記弁護士に委託するものである。 1. 委託内容が極めて高度であることから、弁護士としての能力、他自治体における行政職の実績、大学院非常勤講師として自治体法務の教育活動を実施している等自治体法務に精通する限られた弁護士のみ履行することができること。 2. 令和6年10月以降左記弁護士と契約し、案件を委託しているが、当該案件が令和7年度も引き続き可能性が高いことから、左記弁護士に委託することが適切であること。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	法務課
94	4月1日	墨田区給与支給事務等業務委託	株式会社パソナ	28,116,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和2年6月3日付け2墨総職第546号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	職員課
95	4月1日	人材育成システムソフトウェアの保守委託	コムコ株式会社	1,584,000	指定事業者は、本件の保守対象である当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	職員課
96	4月1日	人事給与システム運用保守委託	日本電気株式会社 首都圏支社	16,650,480	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	職員課
97	4月1日	eラーニング研修に係るeラーニングクラウドシステムの利用	株式会社ネットラーニング	1,067,000	指定事業者は、現在本区のeラーニングクラウドシステムの運用を行っており、当該ネットワーク環境の設定情報や教材及び受講者登録情報を把握している。セキュリティ確保の観点から、当該教材及び受講者登録情報等については、指定事業者以外には開示することができないため、本業務を履行することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	職員課
98	4月1日	墨田区男女共同参画情報誌「すみなか」発行業務委託	株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所	4,070,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和7年3月12日付け6墨共セ第260号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ人権同和・男女共同参画事務所

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
99	4月1日	墨田区人権に関する区民意識調査等委託	株式会社サーベイリサーチセンター	4,950,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和7年3月10日付け6墨総人第755号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ人権同和・男女共同参画事務所
100	4月1日	相談業務委託	有限会社東京フェミニストセラピセンター	5,748,589	本件は、女性のもつ様々な悩みやDVに関する相談を受けるものであり、複雑化・長期化する相談事例への対応には、相談者との信頼関係の構築とケースに応じた継続支援が不可欠であり、可能な限り同一の事業者が継続的に相談に応じることが必要である。指定事業者は前年度の受託者であり、かつ、女性特有の問題に見識が深いカウンセラーを手配することができるため、本業務を確実かつ効果的に履行することができる唯一の区内事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ人権同和・男女共同参画事務所
101	4月1日	すみだ共生社会推進センターの清掃委託	東武ビルマネジメント株式会社	3,238,400	すみだ共生社会推進センターは、セトル中之郷ビル内に設置された複合施設である。指定事業者はビル全体を管理しており、清掃業務についても指定事業者が一体的に行う方が合理的である。また、建物衛生消毒委託も指定している事業者であり、より効果的な業務内容を期待することができる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ人権同和・男女共同参画事務所
102	4月1日	すみだ共生社会推進センターの警備委託	東武ビルマネジメント株式会社	595,056	すみだ共生社会推進センターは、セトル中之郷ビル内に設置された複合施設であり、ビル全体を管理している指定事業者が一体的に管理する方が合理的である。また、昼間は管理人が常駐しているため、夜間の機械警備と合わせて24時間管理が可能となり、迅速な対応ができる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ人権同和・男女共同参画事務所
103	4月1日	同和相談業務委託	部落解放同盟東京都連合会墨田支部	4,620,000	指定事業者は、部落差別の解消を目的として活動しており、同和相談を受けることができる区内で唯一の団体である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ人権同和・男女共同参画事務所
104	4月1日	戸籍証明書等のコンビニ交付システムソフトウェアの使用	株式会社両毛システムズ 東京支社	660,000	本ソフトウェアは、指定事業者が開発したものであり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	窓口課
105	4月1日	証明書コンビニ交付システムクラウドサービス運用保守委託	株式会社両毛システムズ 東京支社	5,214,000	指定事業者は、本件の保守対象であるシステムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	窓口課
106	4月1日	戸籍証明書等のコンビニ交付システム保守委託	株式会社両毛システムズ 東京支社	1,056,000	指定事業者は、本件の保守対象であるシステムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	窓口課
107	4月1日	証明書発行用多機能端末機運用保守委託（単価契約）	シャープマーケティングジャパン株式会社 ビジネスソリューション担当	単価契約	当該コンビニ交付業務の運用保守にあたっては、地方公共団体情報システム機構と証明書発行端末とのデータ連携が必要であるため、本業務は、機器の製造及びデータの管理・運用を行う指定事業者以外に履行することができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	窓口課
108	4月1日	住居表示各種表示板取付状況外調査委託（単価契約）	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	単価契約	指定事業者は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	窓口課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
109	4月1日	証明書コンビニ交付連携システムソフトウェアの保守委託	株式会社ジーシー 東京支社	1,980,000	指定事業者は、本件の保守対象であるシステムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	窓口課
110	4月1日	証明書発行用多機能端末機運用保守委託（すみだ保健子育て総合センター設置分）（単価契約）	シャープマーケティングジャパン株式会社 ビジネスソリューション担当	単価契約	当該コンビニ交付業務の運用保守にあたっては、地方公共団体情報システム機構と証明書発行端末とのデータ連携が必要であるため、本業務は、機器の製造及びデータの管理・運用を行う指定事業者以外に履行することができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	窓口課
111	4月1日	標準化に伴う戸籍情報システム構築委託	株式会社両毛システムズ 東京支社	9,900,000	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	窓口課
112	4月1日	マイナンバーカード交付等業務委託	キャリアリンク株式会社	105,230,840	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和7年2月28日付け6墨区窓第2508号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	窓口課
113	4月1日	戸籍・住民異動等に係る問合せ電話対応等業務委託	株式会社パソナ	54,600,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和6年5月10日付け6墨区窓第356号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	窓口課
114	4月1日	戸籍・住民票等の郵送請求等業務委託	株式会社パソナ	158,683,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和6年11月1日付け6墨区窓第1657号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	窓口課
115	4月1日	区民部窓口及び執務環境整備等計画業務委託	株式会社オカムラ 日本橋支店	15,290,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和7年3月5日付け6墨区窓第2563号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	窓口課
116	4月1日	キャッシュレス対応レジスター（4出張所分）の保守委託	株式会社寺岡精工	633,600	指定事業者は、本件の保守対象であるキャッシュレス対応レジスターの製造業者であり、当該機器の仕様を熟知している。また、交換部品は他社製品と互換性がなく指定事業者以外は調達できないため、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	窓口課
117	4月1日	自動釣銭釣札機（カバー付き）の保守委託（横川出張所ほか）	株式会社寺岡精工	803,880	指定事業者は、本件の保守対象である自動釣銭釣札機の製造業者であり、当該機器の仕様を熟知している。また、交換部品は他社製品と互換性がなく指定事業者以外は調達できないため、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	窓口課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
118	4月1日	追録「住民基本台帳関係実例集」外の購入（単価契約）	株式会社ぎょうせい	単価契約	【物品】 法制執務及び法務相談、訴訟、不服申立て等への対応について、一層、適法、適切な対応等を行うため、製品を指定し、購入する必要がある。 【事業者】 本件は、指定事業者が発行する追録を購入するものであり、指定事業者でなければ納入することができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	窓口課
119	4月1日	マイナンバーカード交付等予約システムの利用	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	3,569,280	指定事業者は、当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	窓口課
120	4月1日	国民健康保険料滞納整理システムの使用	株式会社ジーシー東京支社	1,320,000	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	国保年金課
121	4月1日	国民健康保険料滞納整理システム保守業務委託	株式会社ジーシー東京支社	990,000	指定事業者は、本件の保守対象である当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	国保年金課
122	4月1日	AI-OCRツールライセンスの使用	株式会社ジーシー東京支社	1,320,000	本ツールは、申請書等の画像データをテキストデータに変換するものであり、指定事業者はライセンス権を所持している。また、出力したテキストデータは、主にRPAによる住民記録システムへの入力を想定しているため、住民記録システム及びRPAとの一体的な運用となり、各システム間の連携が必要となる。指定事業者は、当該システムの開発元でライセンス権の所有者でもあるため、本業務を履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	国保年金課
123	4月1日	RPAツールライセンスの使用	株式会社ジーシー東京支社	935,000	本件ツールは住民記録システムに取り入れて使用するものである。このシステムの開発元である指定事業者がRPAツールのライセンス権を所有しているため、ライセンスの使用許諾を得ることができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	国保年金課
124	4月1日	国民健康保険料滞納整理業務に関する労働者派遣契約（単価契約）	公益財団法人東京税務協会	単価契約	国保料（税）については、度々の改定が行われるため、租税に関する総合的かつ最新の正確な知識を常に持つことが必須である。指定事業者は、税務に関する専門の共同機関として設立された都内で唯一の公益法人であり、滞納整理の実務に精通した者を派遣することが可能であるため、本業務を効果的かつ効率的に履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	国保年金課
125	4月1日	RPAツールライセンスの使用	株式会社ジーシー東京支社	2,805,000	本件ツールは住民記録システムに取り入れて使用するものである。このシステムの開発元である指定事業者がRPAツールのライセンス権を所有しているため、ライセンスの使用許諾を得ることができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	税務課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
126	4月1日	住民税申告支援システムの使用	株式会社ジーシーシー 東京支社	1,221,000	指定事業者は墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	税務課
127	4月1日	給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書等の印字作業委託（単価契約）	株式会社ジーシーシー 東京支社	単価契約	指定事業者は墨田区で運用しているシステムの開発元であり、システムの設計上、税額データを外部に出力することができないため、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	税務課
128	4月1日	軽自動車税（種別割）納税通知書の印字等作業委託（単価契約）	株式会社ジーシーシー 東京支社	単価契約	指定事業者は墨田区で運用しているシステムの開発元であり、システムの設計上、税額データを外部に出力することができないため、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	税務課
129	4月1日	給与支払報告書読取パッケージソフトウェア保守等委託	株式会社ジェイエス キューブ 営業ユニット	792,000	本ソフトウェアは、指定事業者が開発したものであり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	税務課
130	4月1日	墨田区税滞納整理支援システム標準化対応業務委託	株式会社シンク	26,950,000	本業務は、令和7年度中の移行を求められている滞納整理支援システムの標準化に向けた環境構築を行うものであり、全国一斉の国が定める日程に合わせた切替が必要であるが、現在、事業者においては既存顧客のシステム開発及び移行対応のために、新規顧客を取り入れるだけの人的資源が不足している状況である。 指定事業者は、令和3年度から現行システムの運営保守を問題なく履行し、本業務について区ホームページ上での公募により実施したRFIにおいて、令和7年度中の移行が可能と回答があった唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	税務課
131	4月1日	課税原票管理システム保守委託	株式会社ジェイエス キューブ 営業ユニット	2,395,800	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	税務課
132	4月1日	ドライシーラーの借上（再リース）	リコーリース株式会社	520,740	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	税務課
133	4月1日	製版印刷機用消耗品の供給（単価契約）	総合商社ベンキョウドー株式会社	単価契約	本件は、指定事業者が本体機器のリース契約の入札時の付帯条件として契約を締結するものであるため、当該リース契約の受注者である指定事業者以外履行することができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域活動推進課
134	4月1日	京島会館外の施設管理業務委託	一般財団法人墨田まちづくり公社	2,406,000	指定事業者は、地域連帯を基盤とした自治活動を振興するとともに、コミュニティ形成の促進を図るために組織され、住民により組織された管理運営協議会を中心とした施設管理・運営を実施している。本件対象施設は、この方法による管理・運営を要する施設であることから、本業務を履行することができるのは指定事業者以外にない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域活動推進課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
135	4月1日	イベントホール音響設備保守点検業務委託	株式会社エス・シー・アライアンス	924,000	当該施設は有料貸出施設であり、施設利用月の1年前から貸出受付を行っているため、故障などの際には、施設の利用状況に応じて迅速に対応する必要がある。 指定事業者は、本件保守対象設備の設置時から保守を担当している事業者であり、当該設備の不具合部分を熟知しており、補修が必要な際には、部品の調達等を迅速に行うことができる。したがって、本業務を効果的かつ効率的に履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	文化芸術振興課
136	4月1日	「すみだトリフォニーホール」大規模修繕計画等支援業務委託	日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社	3,179,000	本業務は、大規模修繕計画に関する工事内容の助言や工期短縮に係る優先度の検討などを行うものである。指定事業者は、本修繕計画及び工事概要、本施設の劣化状況について詳細に把握していることから、本業務を安定的かつ確実に履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	文化芸術振興課
137	4月1日	墨田区総合体育館維持管理モニタリング業務委託	株式会社昭和設計 東京事務所	1,826,000	指定事業者は、総合体育館開館前の墨田区総合体育館建設等事業PFIアドバイザー業務（平成19～21年度）から現在まで、継続して業務に携わっているため、墨田区総合体育館維持管理・運営モニタリング実施計画書に基づき、維持管理業務における専門的な立場から、本区のモニタリングを支援することができる。よって、単年度の維持管理のみならず、過去から継続して総合的・計画的に判断することができ、これまでの継続性や整合性を確保することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	スポーツ振興課
138	4月1日	墨田区総合体育館運営モニタリング業務委託	株式会社日本経済研究所	2,365,000	指定事業者は、総合体育館開館前の墨田区総合体育館建設等事業PFIアドバイザー業務（平成19～21年度）から現在まで、継続して業務に携わっているため、墨田区総合体育館維持管理・運営モニタリング実施計画書に基づき、運営業務（収支分析を含む財務関係）における専門的な立場から、本区のモニタリングを支援することができる。特に会計については、過去から継続して体育館運営及びSPC自体の収支の動向を総合的に分析することができ、これまでとの継続性や整合性を確保することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	スポーツ振興課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
139	4月1日	区民スポーツ教室事業「ちょっと楽しいスポーツ教室」運営委託（北部）	特定非営利活動法人スポーツドアあずま	741,855	指定事業者は、文部科学省の掲げる「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」の一環として、区と地域コミュニティが協働で設立し、平成22年に特定非営利活動法人の法人格を取得した団体である。よって、本区北部地域に密着したスポーツ振興事業について合理的・効果的に事務運営を進め、スポーツを通じた地域コミュニティの活性化推進・区民の健康増進を図ることが期待できる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	スポーツ振興課
140	4月1日	区民スポーツ教室事業「ちょっと楽しいスポーツ教室」運営委託（南部）	特定非営利活動法人両国倶楽部	87,320	指定事業者は、文部科学省の掲げる「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」の一環として、区と地域コミュニティが協働で設立し、平成23年に特定非営利活動法人の法人格を取得した団体である。よって、本区南部地域に密着したスポーツ振興事業について合理的・効果的に事務運営を進め、スポーツを通じた地域コミュニティの活性化推進・区民の健康増進を図ることが期待できる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	スポーツ振興課
141	4月1日	高齢者健康体操教室事業運営委託（北部）	特定非営利活動法人スポーツドアあずま	4,815,440	指定事業者は、文部科学省の掲げる「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」の一環として、区と地域コミュニティが協働で設立し、平成22年に特定非営利活動法人の法人格を取得した団体である。よって、本区北部地域に密着したスポーツ振興事業について合理的・効果的に事務運営を進め、スポーツを通じた地域コミュニティの活性化推進・区民の健康増進を図ることが期待できる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	スポーツ振興課
142	4月1日	高齢者健康体操教室事業運営委託（南部）	特定非営利活動法人両国倶楽部	7,344,354	指定事業者は、文部科学省の掲げる「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」の一環として、区と地域コミュニティが協働で設立し、平成23年に特定非営利活動法人の法人格を取得した団体である。よって、本区南部地域に密着したスポーツ振興事業について合理的・効果的に事務運営を進め、スポーツを通じた地域コミュニティの活性化推進・区民の健康増進を図ることが期待できる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	スポーツ振興課
143	4月1日	スポーツ施設開放事業運営委託（北部）	特定非営利活動法人スポーツドアあずま	3,637,440	指定事業者は、文部科学省の掲げる「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」の一環として、区と地域コミュニティが協働で設立し、平成22年に特定非営利活動法人の法人格を取得した団体である。よって、本区北部地域に密着したスポーツ振興事業について合理的・効果的に事務運営を進め、スポーツを通じた地域コミュニティの活性化推進・区民の健康増進を図ることが期待できる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	スポーツ振興課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
144	4月1日	スポーツ施設開放事業運営委託（南部）	特定非営利活動法人両国倶楽部	908,360	指定事業者は、文部科学省の掲げる「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」の一環として、区と地域コミュニティが協働で設立し、平成23年に特定非営利活動法人の法人格を取得した団体である。よって、本区南部地域に密着したスポーツ振興事業について合理的・効果的に事務運営を進め、スポーツを通じた地域コミュニティの活性化推進・区民の健康増進を図ることが期待できる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	スポーツ振興課
145	4月1日	し尿収集業務委託（単価契約）	株式会社ヒット	単価契約	一般廃棄物（汚泥）の収集運搬業許可を受けている区内業者は、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	スポーツ振興課
146	4月1日	し尿処理業務委託（単価契約）	株式会社京葉興業	単価契約	指定事業者は、収集運搬を受諾する株式会社ヒットの指定する処分事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	スポーツ振興課
147	4月1日	荒川緑地フィールドハウス管理業務委託（単価契約）	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	単価契約	指定事業者は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	スポーツ振興課
148	4月1日	東墨田テニスコート外管理業務委託（単価契約）	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	単価契約	指定事業者は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	スポーツ振興課
149	4月1日	江戸川河川敷野球場の借上	一般財団法人サンケイスポーツセンター	10,086,615	指定事業者は、野球場のグラウンド所有権を有しており、41面のグラウンドを有する近隣唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	スポーツ振興課
150	4月1日	弓道場管理業務委託（単価契約）	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	単価契約	指定事業者は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	スポーツ振興課
151	4月1日	立花体育館管理業務委託（単価契約）	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	単価契約	指定事業者は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	スポーツ振興課
152	4月1日	スポーツトラクタの借上（再リース）	総合商社ベンキョウドー株式会社	438,240	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	スポーツ振興課
153	4月1日	すみだビジネスサポートセンター運営業務委託	株式会社パソナ	89,173,450	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和4年3月1日付け3墨産経第1010号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	経営支援課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
154	4月1日	すみだ人材確保プロモーション支援事業に関する業務委託	株式会社HRP	13,757,150	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和5年3月7日付け4墨産経第1115号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	経営支援課
155	4月1日	就職相談コーナー運営委託	株式会社HRP	9,900,440	本事業は、就職活動に精神的・心理的な困難を抱える求職者にカウンセリングを行い、就職に結びつけるものであり、利用者は、生活、就労に関して年度をまたぎ継続して相談する者も多い。そのため、利用者に対する適切な助言・指導を行うためには、可能な限り当該利用者の生活状況、諸事情等を把握している同一の事業者が継続的に相談に応じることが必要である。 指定事業者は前年度の受託者であり、かつ、精神的・心理的な困難を抱える利用者へのカウンセリングに精通したカウンセラーを手配できるため、本業務を確実かつ効果的に履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	経営支援課
156	4月1日	東墨田会館管理運営業務委託	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	6,140,591	指定事業者は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	経営支援課
157	4月1日	すみだ企業・求人マッチング支援サイト運用保守業務委託	株式会社エスタ	968,000	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	経営支援課
158	4月1日	企業台帳管理システムの再構築業務委託	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社公共支社	6,646,024	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和6年3月22日付け5墨産経第1124号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	経営支援課
159	4月1日	墨田区生産性向上等支援補助金等受付等業務委託	株式会社パソナ	14,866,574	本件は、原油価格・物価高騰等総合緊急対策として令和4年度から実施している補助金等の受付について、引き続き補助金相談・受付窓口を設置し、切れ目なく対応するものである。 指定事業者は、「すみだビジネスサポートセンター運営業務委託」の受託者であり、区内の中小企業者等の状況に精通し、かつ、受託業務で得たノウハウを活用することができ、さらに専門知識を有し経験豊富な人材を確保することができる。よって、本業務を効率的かつ確実に履行することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	経営支援課
160	4月1日	産業共創施設管理運営業務委託	デロイトトーマツコンサルティング合同会社	230,000,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和5年3月7日付け4墨産産第896号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業振興課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
161	4月1日	「すみだモダン」公式サイトの管理運営等業務委託	株式会社ハースト婦人画報社	6,653,416	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（令和4年6月28日付け4墨産産第206号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業振興課
162	4月1日	プロトタイプ実証実験支援業務委託	デロイトトーマツコンサルティング合同会社	49,000,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和4年3月2日付け3墨産産第1044号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業振興課
163	4月1日	新・産業コミュニティ形成のための社会実験業務委託（東墨田会館）	株式会社浜野製作所	1,200,000	本件は、「新・産業コミュニティ形成のための社会実験に関する連携協定書」に基づき実施するものである。指定事業者は、上記協定の締結事業者であり、本業務を効果的に履行することができるのは、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業振興課
164	4月1日	地域力を育む商業空間づくり推進事業（本所吾妻橋ブロック）業務委託	有限会社テイクスペース	550,000	指定事業者は、商店街イベントの企画支援、商店街組織活性化支援、商店街内の個店活性化支援や創業セミナーなどの講師を務める等、高いコミュニケーション能力と幅広いネットワークを持っているとともに、平成24年から本ブロックの地域住民や商業者と連携し、各種イベント活動等を実施してきたことから、本ブロックに対する知識や経験が豊富で、その活動の中で得た人脈を駆使することにより本業務を円滑に実施することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業振興課
165	4月1日	商店街巡回相談業務委託	墨田区商店街振興組合連合会	4,999,968	本業務は、区内商店会に精通しており、かつ商店会の実務に長けた者を手配できることが必要条件であるが、この条件を満たす者は、区内の全商店会が加盟している墨田区商店街連合会と一体の組織であり、商店街活性化のためのイベントや講演会などの企画・運営も行っているとともに、個店の商店会への加入促進も行っている唯一の組織である指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業振興課
166	4月1日	商業コーディネーター業務委託（両国・菊川ブロック）	株式会社ぼんぷ	1,249,992	指定事業者は、食関係イベントの企画運営、地域間交流等に関する執筆、国内外におけるシンポジウムや大学などでの講演等による高いコミュニケーション能力と幅広いネットワークを駆使することで商業空間における業務を円滑に行うことができる能力を有するとともに、指定事業者の代表者は、両国地区及び菊川地区において、地域住民と繋がり深い各種イベント活動等を通じて、地域住民と親交が厚いため、その活動の中で得た人脈を駆使することにより本業務を円滑に実施することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業振興課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
167	4月1日	商業コーディネーター業務委託（錦糸町・向島・東向島ブロック）	墨田区商店街振興組合連合会	2,499,984	指定事業者は、区内の商店街振興組合により構成される法人で、錦糸町地区及び向島地区並びに東向島地区に振興組合が存在するため地域の情勢に詳しく、当該地区において区内個店PRイベントへの出店調整や訪日観光客向けに回遊マップを制作する等の実績を持ち、その活動の中で得た人脈を駆使することにより本業務を円滑に実施することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業振興課
168	4月1日	商業コーディネーター業務委託（京島・曳舟ブロック）	有限会社モアナ企画	1,249,992	指定事業者の代表者は、地域の企業・文化施設・行政・市民活動等の支援のほか、手作り市「すみだ川ものコト市」の実行委員会代表、産業振興会議の委員や商工業アドバイザーの実績により幅広いコミュニティネットワークを持っているとともに、生まれ育ちが本区北部であるため北部地域の情勢に詳しい上、本業務の指定地域の一部である向島橋銀座商店街協同組合とも親交が深いため、様々な活動の中で得た人脈を駆使することで本業務を円滑に行うことができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業振興課
169	4月1日	すみだ消費者センター外の清掃委託	東武ビルマネジメント株式会社	1,388,200	すみだ消費者センターは、セトル中之郷ビル内に設置された複合施設である。指定事業者はビル全体を管理しており、清掃業務についても指定事業者が一体的に行う方が合理的である。また、建物衛生消毒委託も指定している事業者であり、より効果的な業務内容を期待することができる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業振興課
170	4月1日	区内景況調査データの購入	一般社団法人東京都信用金庫協会	1,100,000	【物品】 次の内容を満たした上で、分析・調査が加えられた景況調査データは、指定製品のほかにないため、製品を指定する。 ①本区と東京都の景況についてデータの比較ができること。 ②本区にとって望ましい中小企業の情報を網羅し、かつ、信頼できる調査結果が得られること。 ③30年以上の記録があり、従前のデータとの継続性を図ることができること。 【事業者】 指定製品は、調査・データ作成元である指定事業者の直販に限られるため、本業務を履行することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業振興課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
171	4月1日	スタートアップ支援等業務委託	協同組合テクネットすみだ	34,980,000	指定事業者は、長年本区の産業振興施策に携わっており、本区の産業振興施策・事業に精通している。また、指定事業者を構成する組合員は、金属加工や木材加工、鍍金加工等の様々な加工技術や知見を有するとともに、区内製造事業者に関する幅広いネットワークを有している。さらに、指定事業者が所有する工場アパートは、200ボルトの高圧電源を使用できるほか、防音性・耐荷重性に優れており、大型の工作機械を設置することもできる施設である。こうした点から、本区が推進するスタートアップ支援策に関する事業を委託する上で必要な技術・知見・ネットワークを有し、技術的な相談に対応できるとともに、製品開発・試作等を行う場所を一体的に提供できる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業振興課
172	4月1日	産業共創施設清掃委託	株式会社ハリマビステム	2,046,000	産業共創施設は、ヒューリック錦糸町コラボツリー内に設置された複合施設である。 指定事業者は、建物所有者であるヒューリック株式会社から指定を受け、ヒューリック錦糸町コラボツリー内共用部分のビル管理・清掃業務を実施していることから、本施設に係る清掃業務も指定事業者が一体的に行う方が合理的である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業振興課
173	4月1日	すみだモダンコミュニティディレクション業務委託	有限会社ヒロタデザインスタジオ	3,000,000	本件は、「すみだ地域ブランド戦略」の推進を目的としている「すみだ地域ブランド推進協議会」と協力・連携して実施するものである。当該協議会と本業務を履行することができる事業者を調査・検討した結果、区内事業者について熟知し、デザイナーやクリエイター等との広いネットワークを持ち、かつ、デザイン経営等をテーマとしたワークショップができる唯一の事業者であることから、指定事業者を選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業振興課
174	4月1日	Oishii Sumida Tokyo ウェブサイト運営管理業務委託	一般社団法人墨田区観光協会	4,175,160	指定事業者は、本区が推進する産業と観光の融合の重要な担い手として位置づけている団体であり、観光情報サイト「墨田区観光協会ウェブサイト」の運営を平成23年度から行っている。本事業は、「墨田区観光協会ウェブサイト」との相互リンクを図ることを必須としていることから、本業務を行うことができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	観光課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
175	4月1日	東京スカイツリー商品化権の使用許諾に係る業務委託	一般社団法人墨田区観光協会	1,647,360	指定事業者は、平成22年度に本区が東武タワースカイツリー株式会社と締結した「東京スカイツリー」商品化権の区内事業者優遇に係る協定に基づく業務を受託しており、本区における名品・特産品のプロデュース、観光振興に関する知見の蓄積があり、他に比類なく理解が深い事業者である。また、本区の観光振興に寄与する区内唯一の団体であり、関係団体等とのネットワークや保有する知見、情報の質的・量的優位性から、指定事業者以外に本業務を効率的かつ効果的に履行することはできない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	観光課
176	4月1日	観光案内所及び両国花火資料館の管理運営業務委託	一般社団法人墨田区観光協会	38,450,386	本区の観光振興の推進を目的としている指定事業者は、これまでの実績から業務に精通した者を配置することが可能で、観光情報の提供等案内業務のほか、まち歩き観光ガイドに係る事業等本区が推進する他の観光事業と連動した、円滑かつ効果的な施設運営を実施することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	観光課
177	4月1日	まち歩きガイドツアー事業の運営・観光ガイドの管理養成業務委託	一般社団法人墨田区観光協会	15,907,188	指定事業者は、区内で観光ガイド活動を行っている団体と連携しており、同種の事業実績を有する区内業者が他に存在しない。また、指定事業者は、本区が推進する産業と観光の融合の重要な担い手として位置づけている団体であり、関係団体等とのネットワークや保有する知見、情報の質的・量的優位性を有する。これらのことから、本業務を円滑に履行することができるのは、指定事業者以外にない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	観光課
178	4月1日	フィルムコミッション運営業務委託	一般社団法人墨田区観光協会	10,525,680	指定事業者は、平成23年度にフィルムコミッションの窓口設立の業務を受託して以降、フィルムコミッション事業を運営しているため、本区における撮影支援や映像産業、観光振興に関する知見の蓄積があり、他に比類なく理解が深い。また、本区の観光振興に寄与する区内唯一の団体であり、本業務の遂行に当たり各団体等との協力や連携を得ることができるため、本業務を円滑に履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	観光課
179	4月1日	在住外国人ネットワーク化推進業務委託	ひらがなネット株式会社	4,961,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和4年6月2日付け4墨産観第164号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	観光課
180	4月1日	墨田区ひきこもり支援推進事業実施に関する業務委託	株式会社学研エル・スタッフィング	20,000,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和5年3月1日付け4墨福厚第2271号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域福祉課
181	4月1日	墨田区子どもの学習・生活支援事業実施に関する業務委託	株式会社トライグループ 東京支店	20,884,325	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和5年3月1日付け4墨福厚第2270号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域福祉課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
182	4月1日	墨田区生活困窮者自立相談支援事業及び家計改善支援事業実施に関する業務委託	中高年事業団やまて企業組合 墨田支店	34,306,900	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和4年2月28日付け3墨福生第6547号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域福祉課
183	4月1日	行旅死亡人・出土人骨取扱い（単価契約）	株式会社リープフロッグ	単価契約	本業務は取扱案件が発生した際、緊急を要し、委託内容の全てにおいて対応可能な事業者を、常に複数確保する必要がある。指定事業者は、委託内容の性質上起こり得る警察又は遺族による突然の遺体及び遺骨の引取等、不測の事態への対応が可能な限られた事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域福祉課
184	4月1日	行旅死亡人・出土人骨・焼骨取扱い（単価契約）	社会福祉法人東京福祉会	単価契約	本業務は取扱案件が発生した際、緊急を要し、委託内容（行旅死亡人・出土人骨取扱い）において対応可能な事業者を、常に複数確保する必要がある。指定事業者は、委託内容の性質上起こり得る警察又は遺族による突然の遺体及び遺骨の引取等、不測の事態への対応が可能な限られた事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域福祉課
185	4月1日	行旅死亡人・出土人骨取扱い（単価契約）	株式会社日本サービスセンター 平安祭典立花会館	単価契約	本業務は取扱案件が発生した際、緊急を要し、委託内容の全てにおいて対応可能な事業者を、常に複数確保する必要がある。指定事業者は、委託内容の性質上起こり得る警察又は遺族による突然の遺体及び遺骨の引取等、不測の事態への対応が可能な限られた事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域福祉課
186	4月1日	墨田区生活困窮者就労準備支援事業実施業務委託	株式会社学研エル・スタッフィング	7,217,839	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和6年2月22日付け5墨福厚第2243号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域福祉課
187	4月1日	墨田区ホームページ版バリアフリーマップ運用業務委託	株式会社ドーン	1年あたり @1,584,000	指定事業者は、墨田区公開版バリアフリーマップを構築し、サーバーの管理を行っている。本業務は、構築者かつサーバー管理者である指定事業者でなければ履行することができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域福祉課
188	4月1日	日常清掃委託（すみだボランティアセンター）	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	1,373,510	指定事業者は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	地域福祉課
189	4月1日	夜間等管理業務委託（すみだボランティアセンター）	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	2,786,256	指定事業者は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	地域福祉課
190	4月1日	中国残留邦人等支援給付システムパッケージソフトの使用	株式会社ジーシー 東京支社	495,000	本ソフトウェアは、指定事業者が開発したものであり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	生活福祉課
191	4月1日	貸付金管理システムの使用	株式会社ジーシー 東京支社	1,188,000	指定事業者は墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	生活福祉課
192	4月1日	居宅生活移行総合支援プログラム業務委託	特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会	3,600,000	本業務は、NPO法人が運営する施設において実施するものであるため、指定事業者以外に本業務を履行することはできない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	生活福祉課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
193	4月1日	元ホームレス被保護者自立生活支援プログラム事業業務委託	特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会	8,177,582	効果的な自立支援のためには、ホームレスの地域ごとの特性を把握する必要があるが、指定事業者は、区内のホームレスの起居場所を訪れ、日常的に相談や生活支援を行っていることから、個々の事情や共通の自立阻害要因を把握している。地域特性を把握した上で、高齢者や元ホームレスへの生活支援や講習会、就労体験会などの企画・実施について、専門的なノウハウと経験を有する団体は、本区及び近隣区では指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	生活福祉課
194	4月1日	墨田区ひとり親家庭就業・自立支援事業業務委託（単価契約）	中高年事業団やまて企業組合 墨田支店	単価契約	本業務は、自立支援プログラムの策定にあたり、ハローワーク0Bなどの就業・人事に関する知識・経験を有し、ひとり親家庭の自立支援に理解がある者の配置を求めているほか、自立支援プログラムの見直しが必要な対象者については継続的な支援が求められることから、当該要件を満たし、本業務を効果的かつ効率的に履行することができるのは、前年度の本業務の受託者である指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	生活福祉課
195	4月1日	墨田区養育費等支援事業業務委託	一般社団法人ウェルク	2,000,000	指定事業者は、女性や自身で相談することが難しい者の同行支援や相談業務を専門としているため、本業務を効果的かつ確実に履行することができる。よって、指定事業者を指定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	生活福祉課
196	4月1日	緊急・臨時宿泊所の借上	株式会社鈴音	2,890,800	本業務では、年末年始・夜間等を問わず住所不定者を常時速やかに受け入れるとともに、自動車による宿泊施設・区役所間の送迎が可能な必要がある。また、複数の受け入れ先を確保する必要があるが、業務の性質上、受け入れ可能な施設は少ない。 指定事業者は、必要な施設基準を満たし、かつ十分な人員体制を備えており、本業務を履行することができる区内で唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	生活福祉課
197	4月1日	墨田区被保護者金銭管理等支援事業業務委託	中高年事業団やまて企業組合 墨田支店	15,000,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和6年2月27日付け5墨福生第4852号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	生活福祉課
198	4月1日	墨田区被保護者社会参加促進事業支援業務委託	株式会社学研エル・スタッフィング	33,000,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和6年2月27日付け5墨福生第4849号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	生活福祉課
199	4月1日	緊急・臨時宿泊所の借上	特定非営利活動法人さくら福祉推進協会	883,300	本業務では、年末年始・夜間等を問わず住所不定者を常時速やかに受け入れるとともに、自動車による宿泊施設・区役所間の送迎が可能な必要がある。また、複数の受け入れ先を確保する必要があるが、業務の性質上、受け入れ可能な施設は少ない。 指定事業者は、必要な施設基準を満たし、かつ十分な人員体制を備えており、本業務を履行することができる隣接区で唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	生活福祉課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
200	4月1日	生活習慣病発症リスク予測AI構築等業務委託	富士通Japan株式会社 東京公共ビジネス統括部	2,750,000	本件は、指定事業者の開発した、将来生活習慣病を発症するリスクの高い人を予測する「リスク予想AIモデル」にカスタマイズを加えながらAIを構築するものであり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	生活福祉課
201	4月1日	墨田区ひとり親家庭等子どもの学習支援事業の実施に関する業務委託	株式会社エデュケーショナルネットワーク	11,602,712	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和7年2月21日付け6墨福生第4536号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	生活福祉課
202	4月1日	すみだステップハウスおおぞら施設清掃業務委託	社会福祉法人墨田さんさん会	3,999,663	指定事業者は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第5条第11項に規定する障害者支援施設であり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	障害者福祉課
203	4月1日	区立公園等花壇維持管理業務委託	社会福祉法人墨田さんさん会	3,697,222	指定事業者は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第5条第11項に規定する障害者支援施設であり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	障害者福祉課
204	4月1日	区立公園等雑草除去業務委託	社会福祉法人墨田さんさん会	6,764,359	指定事業者は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第5条第11項に規定する障害者支援施設であり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	障害者福祉課
205	4月1日	錦糸公園等清掃業務委託（単価契約）	社会福祉法人墨田さんさん会	単価契約	指定事業者は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第5条第11項に規定する障害者支援施設であり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	障害者福祉課
206	4月1日	亀沢のぞみの家利用者受付等業務委託	墨田区障害者団体連合会	605,000	指定事業者は、心身障害児（者）通所訓練所（亀沢のぞみの家及び仮移転施設内）の利用形態について習熟し、区と連携して障害者福祉施策を遂行する専門的な知識を有するため、本業務を効果的かつ効率的に履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	障害者福祉課
207	4月1日	手話通訳者養成講座等業務委託（単価契約）	墨田区障害者団体連合会	単価契約	本業務に係る手話通訳者を養成するため、区内聴覚障害者協会と連携し講座を開催することができるのは、障害者の当事者団体を構成員とする指定事業者だけであり、長年にわたり区と協力関係にあり、区の障害者施策を十分に理解している指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	障害者福祉課
208	4月1日	障害者基幹相談支援センター事業実施に関する一部業務委託	医療法人財団はるたか会	13,613,440	本業務は、障害者総合支援法の相談支援事業実施要領に基づき、基幹相談支援センター機能や地域の相談支援体制の強化を行うものである。 指定事業者は、在宅診療所や他自治体の障害者等の相談支援窓口の開設等の実績から、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言・人材育成のノウハウを有しており、本区において既に支援体制を構築している唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	障害者福祉課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
209	4月1日	給食業務委託（すみだふれあいセンター）（単価契約）	日清医療食品株式会社東京支店	単価契約	本件給食は、障害者を対象とする比較的虚弱体質の利用者に提供するものであり、各利用者に応じた個別のメニューを調理する必要がある。指定事業者は、これらのノウハウを持ち、最も安全に本業務を履行することができる限られた事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	障害者福祉課
210	4月1日	すみだふれあいセンター福祉作業所利用者の健康診断委託（単価契約）	公益財団法人東京都結核予防会	単価契約	指定事業者は、利用者の特性に応じ、障害者に配慮した対応が可能なスタッフをあわせて配置することができるため、本業務を安定的に履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	障害者福祉課
211	4月1日	施設利用者送迎バスの借上運行委託	三陽自動車株式会社	12,162,920	本件は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」による地域生活支援事業・移動支援事業（車両移送型）として実施するものであり、事業開始届を東京都に提出して、かつ、本区に事業者登録を行うことが要件である。指定事業者はこの2つの要件を満たしているため、本業務を履行することができる限られた事業者の1つである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	障害者福祉課
212	4月1日	障害者施設の新商品開発等支援事業の業務委託	有限会社モアナ企画	5,385,600	指定事業者は、販売業者が持つ購買者のニーズを収集し、製造業者と製品化へ向けた検討をするという区内の製造業者と販売業者との間を取り持つ強固なネットワークを構築している。このネットワークを利用し、福祉施設による商品（自主生産品）開発・改良支援を効果的かつ効率的に履行することができるのは指定事業者だけである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	障害者福祉課
213	4月1日	スカイワゴン等共同販売業務委託	社会福祉法人墨田さんさん会	5,191,978	指定事業者は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第5条第11項に規定する障害者支援施設であり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	障害者福祉課
214	4月1日	すみだ障害者就労支援総合センター事業等実施業務委託	特定非営利活動法人自立支援センターむく	112,102,258	指定事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的としており、本事業の利用者は、就労訓練や就労に関する相談を複数年にわたり継続して受けることが多い。そのため、利用者に対する適切な助言・指導を行うためには、可能な限り当該利用者の障害特性、生活状況、諸事情等を把握している同一の事業者が継続的に支援することが必要である。 指定事業者は前年度の受託者であるため、本業務を確実かつ効率的に履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	障害者福祉課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
215	4月1日	聴覚障害者等生活支援事業委託（すみだ障害者就労支援総合センター）	特定非営利活動法人のぞみ	14,579,840	聴覚障害者等生活支援事業の利用者は、生活、就労に関する相談を複数年にわたり継続して受けることが多い。そのため、利用者に対する適切な助言・指導を行うためには、可能な限り当該利用者の生活状況、諸事情等を把握している同一の事業者が継続的に相談に応じることが必要である。 指定事業者は前年度の受託者であるため、本業務を確実かつ効率的に履行することができる唯一の区内事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	障害者福祉課
216	4月1日	清掃委託（すみだ障害者就労支援総合センター）	社会福祉法人墨田さん会	5,098,940	指定事業者は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第5条第11項に規定する障害者支援施設であり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	障害者福祉課
217	4月1日	墨田区24時間障害者虐待通報ダイヤル業務委託	ALSOKあんしんケアサポート株式会社	1,923,900	指定事業者は、正看護師やケアマネジャーの24時間対応並びに、医師・心理カウンセラー・管理栄養士などの専門職による適切な対応体制が整えられている。 また、保健医療福祉分野のプライバシーマークを取得しており、配慮が必要な虐待通報情報について、適切に取り扱う体制を整備しているといえる。 都内の事業者で、同等の体制が整えられている事業者は他にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	障害者福祉課
218	4月1日	障害・高齢福祉情報システムの機器等に係る保守委託	株式会社アイネス 公共営業部	9,354,400	指定事業者は、本件の保守対象である当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	障害者福祉課、高齢者福祉課
219	4月1日	障害・高齢福祉情報システム機器等一式の借上（再リース）	三菱HCキャピタル株式会社	429,000	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	障害者福祉課、高齢者福祉課
220	4月1日	介護保険料仮算定に係る帳票類の作成等の委託（単価契約）	水三島紙工株式会社 東京支店	単価契約	指定事業者は、令和6年度「介護保険料に係る帳票類の作成等の委託」の受託者として、指名競争入札により決定した事業者である。 本業務と当該契約の業務はほぼ同じ工程であることから、指定事業者が引き続き本業務を行うことにより、帳票類は軽微な変更のみで作成することができるため、限られた履行期間内に本業務を確実かつ最も効率的に履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	介護保険課
221	4月1日	高齢者福祉サービスのしおり「たんぽぽ」外の封入及び配布委託（単価契約）	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	単価契約	指定事業者は、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	介護保険課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
222	4月1日	要介護認定支援AIサービスの使用	株式会社NTTデータ・アイ	7,425,000	本件は、AI技術を用いて、調査票記載の定義に沿った内容の整合性を確認する、機能適合性の高いプログラムであり、令和6年度情報処理システム評価制度研究委員会で導入効果を認められた、要介護認定支援AIサービス「Aitice」を使用するものであり、本区のエリアにおけるライセンスは指定事業者のみ所有しているため、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	介護保険課
223	4月1日	介護認定支援アプリの使用	株式会社NTTデータ・アイ	6,435,000	本件は、機種依存性が低く、数百人の調査員及び事業者所有の端末でも利用可能で、令和6年度情報処理システム評価制度研究委員会で導入効果を認められた、介護認定支援アプリ「ねすりあ」を使用するものであり、本区のエリアにおけるライセンスは指定事業者のみ所有しているため、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	介護保険課
224	4月1日	コピー機の消耗品の供給（単価契約）	オガワ商店	単価契約	本件は、指定事業者が本体機器のリース契約の入札時の付帯条件として契約を締結するものであるため、当該リース契約の受注者である指定事業者以外履行することができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	介護保険課
225	4月1日	介護に関する入門的研修の実施業務委託	株式会社ツクイスタッフ	2,145,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和6年6月6日付け6墨福介第1124号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	介護保険課
226	4月1日	介護給付適正化総合支援システムの保守委託	トーテックアメニティ株式会社 東京事業所	528,000	本区が導入する「介護給付適正化総合支援システム」は、株式会社千早ティー・スリーが開発し、指定事業者が販売している。当該システムの保守点検、技術支援及び介護保険法改正等に伴うソフトウェアバージョンアップ等に対応することができるのは、販売元である指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	介護保険課
227	4月1日	生活支援コーディネーター事業（第1層）業務委託	社会福祉法人墨田区社会福祉協議会	6,000,000	指定事業者は、地域で展開される住民の自主的・自発的な福祉活動及びボランティア活動の支援、関係機関のネットワークづくり、地域の福祉課題の調査・把握などを行っており、地域の様々な活動をつなげ、組み合わせる調整役としての機能を持っている区内唯一の団体であるため、本業務を履行することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課
228	4月1日	地域リハビリテーション活動支援事業業務委託（単価契約）	一般社団法人東京都作業療法士会	単価契約	指定事業者には、区内の訪問、通所、入所、病院など様々な介護サービス事業所や施設に勤務する多数の作業療法士が所属しているため、区内各地域の多種多様な実態に合わせた臨機応変な業務の履行をすることができる。よって、指定事業者を指定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
229	4月1日	地域リハビリテーション活動支援事業業務委託（単価契約）	公益社団法人東京都理学療法士協会	単価契約	指定事業者には、区内の訪問、通所、入所、病院など様々な介護サービス事業所や施設に勤務する多数の理学療法士が所属しているため、区内各地域の多種多様な実態に合わせた臨機応変な業務を履行することができる。よって、指定事業者を指定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課
230	4月1日	訪問リハビリテーション事業業務委託（単価契約）	一般社団法人東京都作業療法士会	単価契約	指定事業者には、区内の訪問、通所、入所、病院など様々な介護サービス事業所や施設に勤務する多数の作業療法士が所属しているため、区内各地域の多種多様な実態に合わせた臨機応変な業務の履行をすることができる。よって、指定事業者を指定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課
231	4月1日	訪問リハビリテーション事業業務委託（単価契約）	公益社団法人東京都理学療法士協会	単価契約	指定事業者には、区内の訪問、通所、入所、病院など様々な介護サービス事業所や施設に勤務する多数の理学療法士が所属しているため、区内各地域の多種多様な実態に合わせた臨機応変な業務を履行することができる。よって、指定事業者を指定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課
232	4月1日	高齢者身体能力測定会事業運営委託	公益社団法人東京都理学療法士協会	1,096,260	指定事業者には、区内の訪問、通所、入所、病院など様々な介護サービス事業所や施設に勤務する多数の理学療法士が所属しているため、区内各地域の多種多様な実態に合わせた臨機応変な業務を履行することができるのは、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課
233	4月1日	「まるごと若がえり教室（支援強化型）」事業運営委託（その2）	一般社団法人東京都作業療法士会	1,313,675	本事業は、利用者本人の「したい」が実現できるようにリハビリテーション専門職を中心に支援することを目的に実施するものである。また、利用者の要介護の症状に合わせるため、複数の事業者による「介護予防」トレーニングを取り入れた多様なプログラムを提供することで利用者の選択肢を広げる必要がある。 指定事業者は、リハビリテーション専門職である作業療法士で組織する団体であるため、本業務を効果的かつ安定的に事業実施ができる。よって、指定事業者を指定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課
234	4月1日	「まるごと若がえり教室（支援強化型）」事業運営委託（その3）	公益社団法人東京都理学療法士協会	789,800	本事業は、利用者本人の「したい」が実現できるようにリハビリテーション専門職を中心に支援することを目的に実施するものである。また、利用者の要介護の症状に合わせるため、複数の事業者による「介護予防」トレーニングを取り入れた多様なプログラムを提供することで利用者の選択肢を広げる必要がある。 指定事業者は、リハビリテーション専門職である理学療法士で組織する団体であるため、本業務を効果的かつ安定的に事業実施ができる。よって、指定事業者を指定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
235	4月1日	訪問リハビリテーション事業業務委託（単価契約）	株式会社ルネサンス	2,717,000	指定事業者は東京都健康長寿医療センター研究所が開発した介護予防運動指導員養成事業の指定事業者であるとともに、自主グループの立ち上げ・継続支援のメソッドを有するため、本業務を効果的かつ効率的に履行することができるのは、区内では指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課
236	4月1日	介護予防サポーターによる「げんき応援教室」事業運営委託	株式会社ルネサンス	1,470,700	指定事業者は、「墨田区介護予防サポーター養成講座等事業運営委託」の受託者であり、本事業で実施するプログラムの一部を考案、企画した事業者である。よって、介護予防サポーターを養成・支援するという共通した目的を持つ両事業を一体的に行うことができるため、本業務を最も効果的かつ効果的に履行することができるのは、区内では指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課
237	4月1日	声出し脳トレーニング教室事業運営委託	特定非営利活動法人声とことばの力	2,222,770	指定事業者は、認知症予防のためのオリジナル朗読プログラムを開発しており、プログラムを実践するにあたっての専門的な知識や技術（オリジナル声出し体操やフェイストレーニングなど）を有している唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課
238	4月1日	すみだテイクテン教室実施運営委託	特定非営利活動法人国際生命科学研究機構	1,868,152	指定事業者は、本教室で実施するプログラムを開発した事業者であり、かつ、プログラムを実践するにあたっての専門的な知識・情報・技術（事業運営・安全管理・調整・講師派遣・指導者育成等）を有している唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課
239	4月1日	墨田区認知症初期集中支援推進事業業務委託（単価契約）	一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会	単価契約	指定事業者は、訪問看護事業の健全な発展を図り、都民の保健福祉医療の向上に努めることを目的とする団体で、多数の訪問看護師や作業療法士など医療に関わる専門職の者が所属し、区内各地域の実態に合わせ効果的かつ安定的に本業務を履行することができる唯一の団体である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課
240	4月1日	地域包括支援センター支援システム外に係る保守・運用支援等委託	トーテックアメニティ株式会社 東京事業所	14,955,600	指定事業者は、本件の保守対象である当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課
241	4月1日	車両の借上（なりひらホーム使用分・再リース）	三菱オートリース株式会社 公共営業部	498,000	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課
242	4月1日	生活支援コーディネーター事業（第2層）業務委託	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	3,500,000	指定事業者は、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	高齢者福祉課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
243	4月1日	元気もりもり教室事業運営委託	シンコースポーツ株式会社	693,000	本件については、指名競争入札により再度入札を2回（初度を含めて入札を3回）行ったが、予定価格内での応札者がいなかった。このため、最低価格で応札をした指定事業者と協議を行ったところ、予算額内の金額で契約締結が可能との意向が示された。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	高齢者福祉課
244	4月1日	高齢者デジタルデバインド解消事業に関する業務委託	エーテンラボ株式会社	1,747,240	本件は、高齢者が習慣化アプリ「みんなチャレ」を活用することで、デジタルデバインドを解消することを目的として実施するものである。当該アプリは開発元である指定事業者のみが取り扱っており、かつ、使用方法等の講習会を円滑に実施することができることから、本業務を効果的かつ効率的に履行することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課
245	4月1日	墨田区認知症高齢者見守りGPSサービスの委託（単価契約）	ホームネット株式会社	単価契約	本件は、認知症等の高齢者の行方不明時の早期保護のため、GPS機器の貸与を行うが、併せて、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図るための健康医療、介護及びメンタルに関する電話相談に応じられる体制が必要である。また、認知症等の高齢者が他者へ損害を与えた場合の被害者の救済を図るため、個人賠償責任補償保険を付帯している必要があるが、これらの機能を全て満たし、本業務を履行することができるのは、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課
246	4月1日	家具転倒防止器具取付事業委託（単価契約）	協同組合すみだ建築センター	単価契約	指定事業者は、建設業又は土木建築サービス業を行う事業者で構成された団体であるため、家具転倒防止器具の取付依頼が複数同時にあった場合に、当該団体のネットワークを活用して速やかに調整・手配することができる。よって、指定事業者は、本業務を迅速かつ効率的に履行することができる区内で唯一の団体である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課
247	4月1日	ガラス飛散防止フィルム取付事業委託（単価契約）	協同組合すみだ建築センター	単価契約	指定事業者は、建設業又は土木建築サービス業を行う事業者で構成された団体であるため、家具転倒防止器具の取付依頼が複数同時にあった場合に、当該団体のネットワークを活用して速やかに調整・手配することができる。よって、指定事業者は、本業務を迅速かつ効率的に履行することができる区内で唯一の団体である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課
248	4月1日	高齢者等に対する紙おむつ供給委託の制度変更に係る業務委託	すみだ薬業協同組合	3,813,150	本業務は、「高齢者等に対する紙おむつ供給委託」の制度変更に伴い生じる制度利用者への影響を低減し、円滑に制度変更を行うための業務委託である。 本業務の実施に当たっては、制度利用者への制度変更に伴う変更内容の周知・連絡等のために現在の制度利用者の個人情報管理が必須であることから、本業務を効果的かつ効率的に実施できるのは、令和7年度「高齢者等に対する紙おむつ供給委託」の受託者である指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
249	4月1日	機械浴槽外の借上（たちばなホーム設置分・再リース）	総合商社ベンキョウドー株式会社	418,704	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課
250	4月1日	高齢者民間救急通報システム事業実施に係る業務委託（単価契約）	ALSOKあんしんケアサポート株式会社	単価契約	現在、指定事業者の機器が設置されており、これらの機器の交換による通報遮断時期の発生及び利用者への新たな手続の負担が生じるため、現行のシステムを継続して使用する必要がある。よって、本業務を履行することができるのは指定事業者以外にない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課
251	4月1日	「健診結果活用ガイド」の印刷	株式会社現代けんこう出版	2,173,600	【物品】 特定健康診査を受診した後に、医師が結果説明を行う際に情報提供用パンフレットを活用するが、生活習慣の改善等を指導するに当たり、「特定健診受診勧奨用リーフレット」と同一のデザインとすることがあり、他に適したパンフレットがない。 【事業者】 指定事業者が版權を有しているため、本製品を納入することができるのは、指定事業者以外にない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	保健計画課
252	4月1日	すみだ健康情報システムの標準化移行業務委託	日本コンピューター株式会社 東京営業所	76,560,000	本業務は、令和7年度中の移行を求められている健康管理システムの標準化に向けた環境構築を行うものであり、全国一斉の国が定める日程に合わせた切替が必要であるが、現在、事業者においては既存顧客のシステム開発及び移行対応のために、新規顧客を取り入れるだけの人的資源が不足している状況である。 指定事業者は、現行システムの運営保守を問題なく履行し、東京23区内の健康管理システムの運営保守を行う事業者に照会した中で令和7年度中の移行が可能と回答があった唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	保健計画課
253	4月1日	すみだ健康情報システム機器及びパッケージソフトの保守委託	日本コンピューター株式会社 東京営業所	8,844,000	指定事業者は、本件の保守対象である当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	保健計画課
254	4月1日	保健事業等のデータ利活用推進業務委託	日本コンピューター株式会社 東京営業所	11,962,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和6年3月25日付け5墨福衛保第2796号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	保健計画課
255	4月1日	自動車2台の借上（再リース）	芙蓉オートリース株式会社	472,560	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	保健計画課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
256	4月1日	「すみだ健康づくり総合計画・自殺対策計画」策定支援業務委託	株式会社ナレッジ・マネジメント・ケア研究所	7,480,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和7年3月18日付け6墨福衛保第1526号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	保健計画課
257	4月1日	すみだ保健子育て総合センター自動制御設備保守点検業務委託	日本電技株式会社 東京本店	3,520,000	指定事業者は、当該施設において中央監視装置及び自動制御機器を施工した事業者であり、監視・制御するためのデータファイル・制御ソフトウェアについても指定事業者が制作しており、当該データ等は同事業者が保持する管理システム上で取り扱う必要がある。したがって、指定事業者でなければ、当該保守点検に伴う障害や不具合が生じた際の速やかな原因の切り分け及び迅速な対応が不可能であり、本業務を履行することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	保健計画課
258	4月1日	すみだ保健子育て総合センター敷地内自転車整理業務委託（単価契約）	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	単価契約	指定事業者は、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	保健計画課
259	4月1日	すみだ保健子育て総合センター昇降機設備保守点検業務委託	東芝エレベータ株式会社 東京支社	3,285,480	指定事業者は、本件の保守対象であるエレベーターの製造及び設置業者であり、点検に使用する機材・消耗品等は、他社製品と互換性がなく指定事業者以外は調達できない。 また、指定事業者は、本委託内容であるエレベーターの24時間常時監視（遠隔保守監視）を履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	保健計画課
260	4月1日	すみだ保健子育て総合センター整備に係る電話設備及びインターネット系LAN設備運用保守委託	NECネットエスアイ株式会社	22,970,970	指定事業者は、本件の保守対象である電話設備及びインターネットLAN設備の設計・設置業者であり、当該機器の仕様や設置状況を熟知している。また、一部の交換部品は他社製品と互換性がなく指定事業者以外は調達できないため、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	保健計画課
261	4月1日	食品関係法令検索システムの使用权の取得	中央法規出版株式会社	693,000	本システムのライセンス権は、指定事業者のみが提供している。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	生活衛生課
262	4月1日	予防接種スケジュールコンテンツに係るライセンスの使用	株式会社ミラボ	960,168	予防接種スケジュールコンテンツは、指定事業者が開発したものであり、ライセンス権を所持している指定事業者でなければ本業務を履行することができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	保健予防課
263	4月1日	日本語学校結核検診の業務委託（単価契約）	公益財団法人東京都結核予防会	単価契約	本業務で撮影した画像データや読影結果データは、当課で使用している医用画像保存通信システムで管理するが、当該システムは平成24年度「CRフィルムレス化検討会」での決定により、指定事業者との間でのみデータの取込みや作成等ができる仕様になっているため、本業務を確実に履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	保健予防課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
264	4月1日	感染症疫学調査システムの運用保守委託及び使用	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 公共支社	5,860,800	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	保健予防課
265	4月1日	医用画像保存通信システム用機器の保守点検委託	株式会社エクセル・クリエイツ	894,300	指定事業者は、本件の保守対象である当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	保健予防課
266	4月1日	医用画像保存通信システム用機器の借上	三菱HCキャピタル株式会社	1か月あたり @111,540	指定事業者は、当該システムのリースについて、開発元が指定している唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	保健予防課
267	4月1日	予防接種等に係る問合せ対応等業務委託	TOPPANエッジ株式会社 営業戦略本部	29,975,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和7年3月12日付け6墨福衛予第2850号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	保健予防課
268	4月1日	墨田区国民健康保険特定保健指導業務等委託（継続分）（単価契約）	株式会社ウェルクル 東京支店	単価契約	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和4年3月9日付け3墨福衛保第2462号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康推進課
269	4月1日	出産準備クラス運営業務委託（単価契約）	株式会社ポピンズプロフェッショナル	単価契約	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和5年3月9日付け4墨本セ第676号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康推進課
270	4月1日	こども商品券の購入（単価契約）	株式会社トイカード	単価契約	指定事業者は、「こども商品券」を作製・販売する事業者で、額面価格以下で購入することができる。また、指定事業者は、本件のような大量・随時の発注にも安定的に迅速に対応でき、専用封筒も併せて作成することができることから、本業務を確実かつ効率的に履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康推進課
271	4月1日	野菜摂取啓発活動支援委託	カゴメ株式会社 東京本社	525,360	指定事業者は、野菜摂取啓発のための意識づけを目的とした健康サービスツールを多数保有しており、本業務に必要な知識を有している。定期的な測量を行うことで、野菜摂取の啓発に効果が見込めるが、指定事業者は、機材の貸出及び分析ができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康推進課
272	4月1日	肺がん検診情報提供用パンフレットの購入	株式会社東京法規出版	871,200	【物品】 本製品は、肺がん検診を実施する際に配布しており、肺がん検診を受診する必要性について、分かりやすく掲載されているため、他に適したパンフレットは本製品以外にない。 【事業者】 指定事業者は、パンフレットの著作権を有しているため、本業務を履行できるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康推進課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
273	4月1日	墨田区国民健康保険特定保健指導等業務委託（単価契約）	株式会社エス・エム・エス	単価契約	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和7年3月14日付け6墨福衛健第2231号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康推進課
274	4月1日	高校生等医療システムの使用	株式会社ジーシー東京支社	1,980,000	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子育て支援課
275	4月1日	墨田区公式LINEにおける「きずなメール」配信業務委託	特定非営利活動法人きずなメール・プロジェクト	1,251,800	墨田区公式LINEにおいて配信を行う「きずなメール」は、指定事業者が医師等から監修を受け独自に作成したものであり、著作権を所持している。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子育て支援課
276	4月1日	こどもまんなかすみだ推進業務委託	株式会社Knott	9,922,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和6年3月6日付け5墨子支第2266号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子育て支援課
277	4月1日	学童収納・学童保育システムの使用	株式会社ジーシー東京支社	547,800	本件システムは指定事業者が開発元であり、著作権上の観点から、本業務を履行することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子育て政策課
278	4月1日	RPAツールライセンスの使用	株式会社ジーシー東京支社	935,000	本件ツールは住民記録システムに取り入れて使用するものである。このシステムの開発元である指定事業者がRPAツールのライセンス権を所有しているため、ライセンスの使用許諾を得ることができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子育て政策課
279	4月1日	機械警備委託（墨田児童会館学童クラブ鐘ヶ淵分室外）	総合警備保障株式会社中央支社	1,289,640	本件施設には、指定事業者の警報機器等が既に設置されている。 他の事業者が本業務を実施するには、現行機器の撤去及び当該事業者の機器の設置に要する期間並びに費用が生ずるため、現行機器を継続利用することが最も合理的である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子育て政策課
280	4月1日	学童クラブ入退室等管理システムの使用	ラインズ株式会社	2,056,560	指定事業者は、当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子育て政策課
281	4月1日	児童館等入退館管理システム兼事業予約システムの使用	株式会社ティー・エム・シー	5,940,000	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子育て政策課
282	4月1日	非常通報装置保守点検委託	テルウェル東日本株式会社	1,033,560	本件の保守対象である非常通報装置は、装置の早期異常を監視するため、保守センターで常時監視している。指定事業者は、本装置に係るシステムの開発元であり、本装置の設置も行っているため、本装置の構造を熟知している。 そのため、通信装置や監視システムの調整及び監視業務を正確に実施できるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子育て政策課
283	4月1日	亀沢二丁目暫定広場管理業務委託	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	993,181	指定事業者は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	子育て政策課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
284	4月1日	学童クラブ事業委託（墨田児童会館学童クラブニ寺分室外）	社会福祉法人雲柱社	446,618,936	児童館学童クラブ分室については、本館児童館の指定管理者に運営を委託し、本館と連携した一体的な児童育成を行っている。 指定事業者は、墨田児童会館、江東橋児童館、文花児童館、外手児童館及びさくら橋コミュニティセンターの指定管理者であり、本業務を履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子育て政策課
285	4月1日	学童クラブ事業委託（東向島児童館学童クラブ一寺分室外）	一般財団法人本所賀川記念館	104,975,307	児童館学童クラブ分室については、本館児童館の指定管理者に運営を委託し、本館と連携した一体的な児童育成を行っている。 指定事業者は、東向島児童館の指定管理者であり、本業務を履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子育て政策課
286	4月1日	学童クラブ事業委託（立川児童館学童クラブ中和分室外）	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	165,278,506	児童館学童クラブ分室については、本館児童館の指定管理者に運営を委託し、本館と連携した一体的な児童育成を行っている。 指定事業者は、立花児童館、立川児童館及び八広はなみずき児童館の指定管理者であり、本業務を履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子育て政策課
287	4月1日	学童クラブ事業委託（中川児童館学童クラブ東吾嬬分室外）	社会福祉法人厚生館	34,818,893	児童館学童クラブ分室については、本館児童館の指定管理者に運営を委託し、本館と連携した一体的な児童育成を行っている。 指定事業者は、中川児童館の指定管理者であり、本業務を履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子育て政策課
288	4月1日	学童クラブ事業委託（横川三丁目学童クラブ外）	一般財団法人本所賀川記念館	66,887,619	指定事業者は、近隣の東駒形コミュニティ会館（学童クラブ含む。）の指定管理者（共同事業体の一員）である。 当該会館は児童館と類似の機能を有しており、本件業務委託先である学童クラブの設置場所と地理的に近く、当該地域の児童の実態把握に精通していることから、本業務を効果的かつ効率的に履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子育て政策課
289	4月1日	学童クラブ事業委託（亀沢学童クラブ）	社会福祉法人清心福祉会	51,227,645	本業務は、亀沢保育園と同一施設内で実施するものである。 指定事業者は、亀沢保育園の指定管理者であるため、保育園と一体的な管理運営を行うことで円滑かつ効果的に本業務を履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子育て政策課
290	4月1日	学童クラブ事業委託（柳島学童クラブ）	株式会社明日葉	13,657,976	指定事業者は、近隣の横川コミュニティ会館（学童クラブ含む。）の指定管理者（共同事業体の一員）である。 当該会館は児童館と類似の機能を有しており、本件業務委託先である学童クラブの設置場所と地理的に近く、当該地域の児童の実態把握に精通していることから、本業務を効果的かつ効率的に履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子育て政策課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
291	4月1日	学童クラブ事業委託（八広児童館学童クラブ三吾分室）	株式会社理究キッズ	33,368,720	児童館学童クラブ分室については、本館児童館の指定管理者に運営を委託し、本館と連携した一体的な児童育成を行っている。 指定事業者は、八広児童館の指定管理者（共同事業体の一員）であり、本業務を履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子育て政策課
292	4月1日	墨田区認可保育施設に係る入園・在園事務等一部業務委託	株式会社アイネスリレーションズ BP0本部	1,430,000	指定事業者は、令和6年10月1日から令和7年3月31日までの本業務を委託する際に、指名競争入札を行い落札した者である。 本件は4月のみ業務を行うものであり、指定事業者が本業務を行うことにより業務の継続性が確保されることから、本業務を円滑に履行できるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子ども施設課
293	4月1日	保育園等保護者向け情報連絡システムの使用	株式会社コドモン	877,800	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子ども施設課
294	4月1日	子ども・子育て支援システムの使用	株式会社ジーシー東京支社	1,320,000	指定事業者は墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子ども施設課
295	4月1日	墨田区保育園等への支援業務及び研修実施委託	株式会社保育のデザイン研究所	2,331,336	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和6年3月7日付け5墨子施第3472号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子ども施設課
296	4月1日	保育園給食システムの導入委託	株式会社コーエイコンピュータシステム	698,500	本件は、指定事業者が開発・販売している保育園給食システムをカスタマイズし、導入するものであり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。なお、本システムは、令和6年度に行われた墨田区情報処理システム評価審査において導入を認められている。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子ども施設課
297	4月1日	印刷機消耗品の供給（単価契約）（江東橋保育園外）	株式会社平和堂	単価契約	本件は、指定事業者が本体機器のリース契約の入札時の付帯条件として契約を締結するものであるため、当該リース契約の受注者である指定事業者以外履行することができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子ども施設課
298	4月1日	保育園給食システムの保守委託	株式会社コーエイコンピュータシステム	778,910	指定事業者は、本件の保守対象である当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子ども施設課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
299	4月1日	墨田区訪問型保育支援事業等業務委託（単価契約）	特定非営利活動法人病児保育を作る会	単価契約	本業務では利用者へのサポーター派遣調整のほか、定期的・継続的な利用も多いことから利用者の登録・管理、支援計画作成・調整を行う必要がある。また、墨田区子育て支援員研修実施要綱に基づく「子育て支援員研修」の実施及び養成した支援員（サポーター）の管理も行う必要がある。 指定事業者は、本業務を平成24年度から継続して受託しているとともに「子育て支援員研修」業務の受託者でサポーターの養成及び継続的なフォローアップ等を行っており、本業務で派遣するサポーターの管理と派遣調整を適切に行うことが可能である。また、子育て支援に関する事業案内や相談業務では、本業務を含めた墨田区の在宅子育て支援制度に精通していなければ担うことが困難なことから、本業務を効率的かつ安定的に履行することができる事業者は、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子育て支援総合センター
300	4月1日	墨田区養育支援訪問事業委託（単価契約）	特定非営利活動法人病児保育を作る会	単価契約	指定事業者は、子育てサポーター等を利用者宅に派遣し、子育てを支援する事業である「墨田区訪問型保育支援事業委託（単価契約）」の受託者であり、子育てサポーター等の実情を把握し、適切な研修やマッチングを行うことができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子育て支援総合センター
301	4月1日	すみだファミリー・サポート・センター業務委託	社会福祉法人墨田区社会福祉協議会	10,655,765	本業務は「すみだファミリー・サポート・センター事業実施要綱」に基づき実施するものであり、同要綱第4条により指定事業者へ委託すると規定していることから、指定事業者は、本業務を履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子育て支援総合センター
302	4月1日	複合機の消耗品の供給（単価契約）	株式会社ウイッツ	単価契約	本件は、指定事業者が本体機器のリース契約の入札時の付帯条件として契約を締結したものであるため、当該リース契約の受注者である指定事業者以外履行することができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子育て支援総合センター
303	4月1日	児童養育家庭ホームヘルプサービス事業委託（単価契約）（その1）	株式会社ラックコーポレーション	単価契約	指定事業者は、多数の介護支援専門員、訪問介護員等の有資格者が在籍する区内でホームヘルプサービスを営む事業者であり、本業務を安定的に履行することができる限られた事業者のうちの1者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子育て支援総合センター

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
304	4月1日	交流室における「おれんじたいむ」「こみかんたいむ」等業務委託	特定非営利活動法人病児保育を作る会	14,124,531	本業務は、安全に子の預かり、見守り等を行う必要があり、子育て支援員の管理及び調整を円滑に行う必要がある。 指定事業者は、墨田区子育て支援員研修実施要綱に基づく研修業務を受託し、当該研修（子育て支援員の養成、継続的なフォローアップ等）及び研修を修了した子育て支援員の管理を行っている。また、子育て支援員等を利用者宅に派遣し、子育てを支援する事業である「墨田区訪問型保育支援事業委託（単価契約）」の受託実績があり、子育て支援員等の実情を把握しているため、本業務を効率的かつ安定的に履行することができる事業者は、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子育て支援総合センター
305	4月1日	公開型地理情報システムデータ更新業務委託（単価契約）	国際航業株式会社 東京支店	単価契約	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から本業務を履行できるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市計画課
306	4月1日	公開型地理情報システム運用保守委託	国際航業株式会社 東京支店	1,692,900	指定事業者は、本件の保守対象である当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市計画課
307	4月1日	若年層の定住・居住検討プロジェクト業務委託	株式会社住宅・都市問題研究所	1,700,000	本プロジェクトは、令和4年度策定の「墨田区住宅マスタープラン」において、若年層を含めた多様な世帯が区に愛着と誇りをもって定住することを目指し、特に取り組む必要がある取組として位置づけている。 指定事業者は、「墨田区住宅マスタープラン改定基礎調査業務委託」及び「墨田区住宅マスタープラン策定支援業務委託」の受託者であり、本プロジェクトを実施する背景となった基礎調査のデータを把握し、それに基づき策定した「墨田区住宅マスタープラン」の考え方、細やかな検討過程及び本区の住宅施策を熟知していることから、本業務を効果的かつ効率的に履行することができるのは、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	住宅課
308	4月1日	住宅使用料等滞納者に対する法的措置の弁護士への委託（単価契約）	弁護士法人マイスタット法律事務所	単価契約	指定事業者は、「墨田区の債権の管理に関する条例」の制定に携わっており、本区の債権管理適正化方針を熟知している。本業務は、その性質上、特定の者に対して年度を超えて継続的に交渉する等、契約期間中に業務が完了しない事例も多いが、指定事業者は、平成20年度から継続して本業務を受託しており、本業務を円滑に実施することができ、早期の履行完了が可能である。よって、本業務を効果的かつ効率的に履行することができるのは、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	住宅課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
309	4月1日	墨田区営住宅等維持管理の委託	東京都住宅供給公社	164,206,490	本業務の維持管理対象である区営住宅は、東京都からの移管住宅であり、これまでの維持管理水準を維持するため、受託者が施設設備の詳細及び管理運営に関する事業全般の内容を熟知している必要がある。指定事業者は、住宅施設の整備（開設）時からの管理者であるとともに、区移管以降も本業務を継続して受託しているため、本施設の設備管理の水準維持に欠かせない技術等を備えている。よって、本業務を円滑に履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	住宅課
310	4月1日	集合住宅情報総合管理システム運用保守業務委託	株式会社ジーシー東京支社	2,376,000	指定事業者は、本件の保守対象であるシステムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	住宅課
311	4月1日	防火設備定期検査報告に係る予備審査、データ管理等に関する業務委託（単価契約）	公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター	単価契約	東京都及び本区を含む東京都内特定行政庁は、行政庁と指定事業者との役割を定めた防火設備定期検査報告事務処理要領を制定し、報告書の提出先を統一的に指定事業者としているため、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	建築指導課
312	4月1日	特定建築物定期調査報告に係る予備審査、データ管理等に関する業務委託（単価契約）	公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター	単価契約	東京都及び本区を含む東京都内特定行政庁は、行政庁と指定事業者との役割を定めた定期調査報告業務処理要領を制定し、報告書の提出先を指定事業者としているため、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	建築指導課
313	4月1日	墨田区建築行政情報システムの借上（再リース）	NECキャピタルソリューション株式会社	911,680	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	建築指導課
314	4月1日	墨田区建築行政情報システム保守委託	国際航業株式会社 東京支店	2,151,600	指定事業者は、本件の保守対象である当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	建築指導課
315	4月1日	墨田区建築行政情報システム移行作業委託	国際航業株式会社 東京支店	3,417,700	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	建築指導課
316	4月1日	建築設備定期検査報告に係る予備審査、データ管理等に関する業務委託（単価契約）	一般財団法人日本建築設備・昇降機センター	単価契約	指定事業者は、建築基準法第12条第3項に基づく建築設備定期検査報告制度の充実を図るため、東京都内における定期報告業務の一部を代行する唯一の法人として設立され、東京都定期調査・検査報告行政連絡会運営要綱第3条において、建築設備定期検査報告関係業務に係る指導調整を行うものとして特に定めているものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	建築指導課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
317	4月1日	昇降機等定期検査報告に係る予備審査及び統計作成用のデータ管理等に関する業務委託（単価契約）	一般社団法人東京都昇降機安全協議会	単価契約	指定事業者は、建築基準法第12条第3項に基づく昇降機等定期検査報告制度の充実に図るため、東京都内における定期報告業務の一部を代行する唯一の団体として設立され、東京都定期調査・検査報告行政連絡会運営要綱第3条において、昇降機等定期検査報告関係業務に係る指導調整を行うものとして特に定めているものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	建築指導課
318	4月1日	木造住宅無料耐震相談業務委託（単価契約）（その1）	協同組合すみだ建築センター	単価契約	指定事業者は、1級・2級建築士及び木造建築士の必要資格を取得している組合員が多数在籍しており、本業務を安定的に履行することができる限られた事業者のうちの1つである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	不燃・耐震促進課
319	4月1日	木造住宅無料耐震相談業務委託（単価契約）（その2）	一般社団法人すみだまちづくり協会	単価契約	指定事業者は、一級建築士等の必要資格を取得している組合員が多数在籍しており、本業務を安定的に履行することができる限られた事業者のうちの1つである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	不燃・耐震促進課
320	4月1日	非木造建築物無料耐震相談業務委託（単価契約）	一般社団法人すみだまちづくり協会	単価契約	指定事業者は、一級建築士資格を取得している組合員が多数在籍しており、本業務を安定的に履行することができる限られた事業者のうちの1つである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	不燃・耐震促進課
321	4月1日	京島周辺地区及び鐘ヶ淵周辺地区に係る無接道敷地対策検討等業務委託	一般財団法人墨田まちづくり公社	3,194,400	指定事業者は、京島及び鐘ヶ淵周辺地区のまちづくり事業に長年携わっている。そのため、当該地域の無接道敷地の現況を熟知しており、かつ、無接道敷地に関する高度な専門的知識や建替え支援のノウハウを有していることから、本業務を効果的かつ効率的に履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	不燃・耐震促進課
322	4月1日	不燃化助成事業制度改定支援等業務委託	株式会社地域計画連合	5,005,000	本業務は、令和5年度に行った不燃化促進事業調査検討等業務の内容を踏まえて新たなデータ更新や調査・分析を行うものである。本件に有効なデータを活用し、過去の業務で得た知識や経験等が必要とされることから、本業務を確実かつ効率的に履行することができるのは、上記業務の受託者である指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	不燃・耐震促進課
323	4月1日	墨田区不燃化率等現況調査支援システムデータ入力委託	株式会社弘洋第一コンサルティング	935,000	「墨田区不燃化率等現況調査支援システム」は指定事業者が開発したものである。当該システムの機能及びデータ構造に精通した指定事業者に入力を委託することにより、作業の効率化及びデータ精度の確保を図り、より有効に当該システムを運用することができることから、本業務を確実かつ効率的に履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	不燃・耐震促進課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
324	4月1日	特定緊急輸送道路沿道建築物戸別訪問等耐震化普及啓発活動業務委託	一般財団法人墨田まちづくり公社	1,607,379	指定事業者は、京島と鐘ヶ淵に設置している現場事務所を「まちづくりの駅」と位置づけ、地元住民の住まい全般に関する相談窓口及び総合案内所として、耐震化普及啓発活動等のまちづくり事業に長年携わっている。 本件は、区内の特定緊急輸送道路沿道建築物（以下「沿道建築物」という。）の所有者等を対象に戸別訪問等を実施することで、沿道建築物の耐震化促進に向けた普及啓発を行うものである。普及啓発実施後の耐震化相談や建築業者の紹介については、指定事業者の既存事業である「住まいなんでも相談処」事業につなげることで耐震化の促進が期待できることから、本業務を効率的かつ効果的に履行することができるのは指定事業者しかいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	不燃・耐震促進課
325	4月1日	用地補償総合技術業務委託（単価契約）	株式会社NISSO	単価契約	指定事業者は、主要生活道路の道路拡幅用地の取得にあたり、高度な専門知識や豊富な経験を要する測量業務、物件調査・補償金算定業務、公共用地交渉業務等の幅広い業務を迅速かつ的確に履行できるノウハウを保有している。また、前年度の受託者であるため、本業務に有効な地域のデータを活用することができ、かつ各権利者とも強い信頼関係を築いている。これらのことから、本業務を円滑に履行することができるのは、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	密集市街地整備推進課
326	4月1日	住宅使用料等滞納者に対する法的措置の弁護士への委託（単価契約）	弁護士法人マイスタット法律事務所	単価契約	指定事業者は、「墨田区の債権の管理に関する条例」の制定に携わっており、本区の債権管理適正化方針を熟知している。本業務は、その性質上、特定の者に対して年度を超えて継続的に交渉する等、契約期間中に業務が完了しない事例も多いが、指定事業者は、平成20年度から継続して本業務を受託しており、本業務を円滑に実施することができ、早期の履行完了が可能である。よって、本業務を効果的かつ効率的に履行することができるのは、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	密集市街地整備推進課
327	4月1日	コミュニティ住宅維持管理委託	東京都住宅供給公社	107,902,040	本業務の維持管理対象である区営住宅は、東京都からの移管住宅であり、これまでの管理水準を維持するため、受託者が施設設備の詳細及び管理運営に関する事業全般の内容を熟知している必要がある。指定事業者は、住宅施設の整備（開設）時からの管理者であるとともに、区移管以降も本業務を継続して受託しているため、本施設の設備管理の水準維持に欠かせない技術等を備えている。よって、本業務を円滑に履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	密集市街地整備推進課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
328	4月1日	京島地区まちづくり推進業務委託	株式会社地域計画連合	2,992,000	本業務の実施には、本件に有効なデータを活用し、過去の業務で得た知識や経験等が必要とされることがから、本業務を確実かつ効率的に履行することができるのは、同地区のまちづくり推進業務を行っている指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	密集市街地整備推進課
329	4月1日	住宅市街地総合整備事業（京島地区）整備計画等作成に係る業務委託	株式会社地域計画連合	7,975,000	指定事業者は、令和2年度の事業期間延伸申請時に、同地区の整備計画等作成に係る業務委託を受託している。また令和4年度には、同地区の整備計画等の変更に係る業務委託を受託している。本業務の実施には、本件に有効なデータを活用し、過去の業務で得た知識や経験等が必要とされることがから、本業務を確実かつ効率的に履行することができるのは、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	密集市街地整備推進課
330	4月1日	住宅市街地総合整備事業（北部中央地区）整備計画等作成に係る業務委託	株式会社地域計画連合	8,778,000	指定事業者は、令和2年度の事業期間延伸申請時に、同地区の整備計画等作成に係る業務委託を受託している。また、令和6年度に「北部中央地区整備方針策定支援業務委託」を受託している。本業務の実施には、本件に有効なデータを活用し、過去の業務で得た知識や経験等が必要とされることがから、本業務を確実かつ効率的に履行することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	密集市街地整備推進課
331	4月1日	住宅市街地総合整備事業（鐘ヶ淵周辺地区）整備計画等作成に係る業務委託	株式会社地域計画連合	7,260,000	指定事業者は、令和2年度の事業期間延伸申請時に、同地区の整備計画等作成に係る業務委託を受託している。また、令和6年度に「鐘ヶ淵周辺地区まちづくり事業調査業務委託」を受託している。本業務の実施には、本件に有効なデータを活用し、過去の業務で得た知識や経験等が必要とされることがから、本業務を確実かつ効率的に履行することができるのは、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	密集市街地整備推進課
332	4月1日	住宅市街地総合整備事業における土地価格鑑定業務委託	つばさ不動産鑑定株式会社	6,617,600	本業務は、道路拡幅整備に伴う用地取得の迅速かつ確実な手続きを担保する上で、該当路線の土地価格を複数の事業者によって同時期に調査し、客観的な評価を得るものである。 昨年度の受託者と継続して契約を行うことで、過去の業務で得た有効なデータ、経験や知識を活かした確実かつ効率的な履行が望めるほか、年度毎の鑑定評価額が安定し、用地買収対象地権者の再建計画への影響を抑えることができる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	密集市街地整備推進課
333	4月1日	緊急地震速報放送設備接続用端末の監視・保守等委託（単価契約）	株式会社ジェイコム東京	単価契約	現在、本区において稼動している緊急地震速報端末は、指定事業者の製品であり、本システムを監視・保守対応することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	防災課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
334	4月1日	駅前カメラ設備保守点検委託	キヤノンITソリューションズ株式会社 天王洲事業所	3,520,000	指定事業者は、本件の保守対象である設備の設計・開発及び施工業者である。当該設備は屋外5か所に設置したカメラと庁舎を通信回線で結んでコントロールするものであり、その制御系に障害が発生した場合、対応することができるのは当該設備を設計及び施工した指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	防災課
335	4月1日	墨田区防災センター設備保守点検整備委託	株式会社HYSエンジニアリングサービス フィールドサービス本部	19,723,000	本区の防災行政無線設備は、旧日立電子株式会社（現株式会社国際電気）が納入したものである。指定事業者は、同社の系列会社で、同社の無線設備の保守点検・各種修繕等の施工を専門に行っており、当該設備の特注部品を所有し、本業務を迅速かつ確実に履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	防災課
336	4月1日	押上駅前滞留者対策協議会の運営補助業務委託	株式会社イオタ	792,000	指定事業者は、平成29年度から本業務を受託しており、本区の帰宅困難者対策に精通し、発災直後の本区職員の対応にかかる実動訓練の実施支援を行っているため、本業務を効果的かつ効率的に履行することができるのは、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	防災課
337	4月1日	起震車の借上（再リース）	大和リース株式会社 東京本店	3,269,640	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	防災課
338	4月1日	客引き行為等防止指導・啓発業務委託（単価契約）	シンティ警備株式会社	単価契約	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和5年3月7日付け4墨都危安第634号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	安全支援課
339	4月1日	空き家等ワンストップ相談窓口運営業務委託	一般財団法人墨田まちづくり公社	7,534,000	指定事業者は、課題の解決に当たって自らの専門分野に誘導することがない「中立性」、相談者の窓口利用に大きく影響を及ぼす「公に近い組織であることによる対外的な信頼性」の2点を兼ね備え、区内の空き家や建築物、都市構造等の特性を理解し、空き家等に関する相談窓口の運営に関する能力を有する区内で唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	安全支援課
340	4月1日	すみだ安全・安心メール等配信システム運用保守委託	株式会社アルカディア	990,000	指定事業者は、本件の保守対象であるシステムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	安全支援課
341	4月1日	防犯パトロール用車両の借上（2号車・再リース）	三菱オートリース株式会社 公共営業部	537,240	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	安全支援課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
342	4月1日	防犯パトロール用車両の借上（1号車・再リース）	三菱オートリース株式会社 公共営業部	572,880	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	安全支援課
343	4月1日	レギュラーガソリンの購入（単価契約）	田中燃料株式会社	単価契約	本区の契約方法で契約可能であり、日曜・祝日でも給油が可能なのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	安全支援課
344	4月1日	墨田区全国瞬時警報システム（J-ALERT）保守点検整備委託	株式会社HYSエンジニアリングサービス フィールドサービス本部	951,500	本区の全国瞬時警報システム（J-ALERT）は、旧日立電子株式会社（現株式会社国際電気）が納入したものである。指定事業者は、同社の系列会社で、同社の無線設備等の保守点検・各種修繕等の施工を専門に行っており、当該設備の特注部品を所有し、本業務を迅速かつ確実に履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	安全支援課
345	4月1日	墨田区船着場の管理運営等業務委託（単価契約）	公益財団法人東京都公園協会	単価契約	船着場の管理運営は、公平・公正な運営管理を行うため、公共機関による運営管理が望ましいとの国土交通省河川局長通達指針があると同時に、船着場の離着岸の調整や使用日時の調整等に特別な知識と経験が必要である。 指定事業者は、東京都が設置した公益財団法人であり、自らも水上バス等の旅客船の運航を行い、また公共の船着場の管理業務を受託していることから、船着場の管理業務、旅客船の運航調整等に精通している。よって、指定事業者は本業務を行うことができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備課
346	4月1日	錦糸町駅周辺自転車総合管理業務委託	芝園開発株式会社	163,969,374	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和4年6月2日付け4墨整土第244号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木管理課
347	4月1日	特定自転車駐車場利用申請受付業務委託	芝園開発株式会社	26,083,200	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和3年10月7日付け3墨整土第739号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木管理課
348	4月1日	第3種特定自転車駐車場コールセンター等業務委託	アマノマネジメントサービス株式会社	9,174,000	本件履行場所の自転車駐車場設備はアマノ株式会社製のもので、機器と連動した24時間体制の本業務を行うことができるのは、関連企業である指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木管理課
349	4月1日	第1種特定自転車駐車場整理業務委託	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	6,877,638	指定事業者は、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	土木管理課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
350	4月1日	駅周辺放置自転車総合対策業務委託 （錦糸町駅を除く）	公益社団法人墨田区シ ルバー人材センター	72,459,205	指定事業者は、「高年齢者等の雇用の安定等に関 する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材セ ンターであり、本件は指定事業者から役務の提供を 受ける契約である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第3号	土木管理課
351	4月1日	放置自転車管理システム保守点検委 託	富士通Japan株式会社 東京公共ビジネス統括 部	1,078,000	指定事業者は、本件の保守対象である当該システ ムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を 履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	土木管理課
352	4月1日	土木積算システムの保守管理委託	株式会社横浜電算	1,107,480	本システムは、東京都との契約のもと富士通株式 会社が開発したものである。 本システムの保守に関しては、システムの開発元 である富士通株式会社でなければならないが、同社 1社のみで行うことが困難であるため、複数の協力 会社とともに進めており、墨田区の本業務について は、協力会社である指定事業者が行うこととなっ ている。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	土木管理課
353	4月1日	第3種特定自転車駐車場ラック等の借 上（錦糸町駅南口駅前広場）（再 リース）	株式会社平和堂	555,984	当該リース物件は、当初のリース期間が終了して も十分に使用することができる状況であり、かつ、 当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有し ている。 よって、本業務を履行することができるのは、指 定事業者のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	土木管理課
354	4月1日	道路台帳補正委託（単価契約）	株式会社弘洋第一コン サルタッツ東京支社 墨田営業所	単価契約	本業務の履行に当たっては、本区独自の電子計算 機プログラムを用いた一連の作業が必要であり、本 プログラムを開発した指定事業者以外は履行するこ とができない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	土木管理課
355	4月1日	地籍情報閲覧システム機器更新に係 る動作検証委託	東日本総合計画株式会 社 首都圏支店	517,000	本件はシステム更新後の新環境において、システ ムのインターフェース部分を担うAccessの正常動作 も含めて検証するものであり、著作権上の理由か ら、本業務を履行することができるのは、Accessと PC-Mappingの連携部分の開発者である指定事業者の みである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	土木管理課
356	4月1日	地籍情報閲覧システムの保守管理委 託	福井コンピュータ株式 会社	1年あたり @534,600	本システムには、「株式会社ウチダデータ」が開 発した制御装置（HASP）を継承した制御装置が組み 込まれ、システムと併せて制御装置の保守管理が必 要である。指定事業者は、「株式会社ウチダデー タ」から事業を引き継ぎ、現在、制御装置の著作権 を有している者である。著作権上の理由から、指定 事業者以外の者が本件業務を請け負うことができな い。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	土木管理課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
357	4月1日	地籍情報閲覧システムの借上	福井コンピュータ株式会社	1か月あたり @327,772	本システムは「株式会社ウチダデータ」の開発部品である。同装置を組込むハードの借上及び保守管理については、本システムの開発業者であり、PC-Mappingの業務提携開発業者である「株式会社ウチダデータ」から指定事業者に事業が引継がれたため、著作権上の理由から指定事業者以外が請け負うことができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木管理課
358	4月1日	押上駅前自転車駐車場管理業務委託	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	36,584,953	指定事業者は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	土木管理課
359	4月1日	隅田公園墨堤の桜保全委託	特定非営利活動法人すみだ桜守の会	1,760,000	指定事業者は、ボランティア団体として地元が中心となって発足したさくらパートナーがNPO法人として設立されたものである。墨堤の桜の保全活動をするには、長期的な観点から維持管理が必要であるが、地元ならではの地域に根付いた保全活動ができるのは、ボランティア時代から墨堤の桜の維持管理活動に継続的に携わり、墨堤の桜の生育状況や病害虫対応策について精通している指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公園課
360	4月1日	微生物製剤投入委託	有限会社漆原商会	2,150,170	本件は継続して製剤投与を行うことで効果が出るものであり、指定事業者は本履行場所に適した微生物による製剤を作り上げた事業者である。 本件を他事業者が請け負った場合、本履行場所に適した製剤を作製できる保証がなく、継続して投与しなければ、継続的に投与してきた製剤の効果を破壊してしまい再度効果を出すには数年の期間を要する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公園課
361	4月1日	噴水等保守点検委託（その1）（単価契約）	荏原実業株式会社	単価契約	指定事業者は、本件の保守対象である施設の製品のほとんどを製造しているため、本業務を迅速かつ効果的に履行することができるのは、保守対象施設及び製品固有の特殊な構造を熟知している指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公園課
362	4月1日	貨物自動車（2tダンプ車両）の借上（1）（再リース）	三菱オートリース株式会社 公共営業部	591,360	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公園課
363	4月1日	貨物自動車（2tダンプ車両）の借上（4）（再リース）	三菱オートリース株式会社 公共営業部	594,000	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公園課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
364	4月1日	貨物自動車（2tダンプ車両）の借上（2）（再リース）	三菱オートリース株式会社 公共営業部	534,600	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公園課
365	4月1日	ガソリン等の購入（単価契約）北部	有限会社新光給油所	単価契約	指定事業者は、本区の契約方法で契約締結が可能な墨田区北部地区唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公園課
366	4月1日	噴水等保守点検委託（その2）（単価契約）	株式会社ウォーターデザイン	単価契約	指定事業者は、本件の保守対象である施設の施工に携わっており、当該施設の構造を熟知している。また、点検に使用する機材・消耗品等は、他社製品と互換性がなく指定事業者以外は調達できないため、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公園課
367	4月1日	旧安田庭園及び隅田公園魚つり場管理業務委託	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	13,968,428	指定事業者は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	公園課
368	4月1日	公園等管理業務委託	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	5,882,703	指定事業者は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	公園課
369	4月1日	大横川親水公園魚つり場等管理業務委託	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	8,105,289	指定事業者は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	公園課
370	4月1日	豎川親水公園管理業務委託	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	6,027,530	指定事業者は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	公園課
371	4月1日	河川施設管理業務委託	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	1,009,772	指定事業者は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	公園課
372	4月1日	高所作業車の借上（再リース）	ヤオキン商事株式会社	1,453,188	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公園課
373	4月1日	区民広場管理業務委託	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	2,223,590	指定事業者は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	公園課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
374	4月1日	東武伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近）連続立体交差事業記念式典運営業務委託	パシフィックリプロサービス株式会社	10,670,000	本業務は、指定事業者と令和6年度に締結した「東武伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近）連続立体交差事業記念式典事前準備業務委託」の業務内容を踏まえ、記念式典の運営を行うものである。指定事業者は、会場や式典内容等を熟知し、本業務における検討状況を把握している唯一の事業者であることから、本業務を履行することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	立体化推進課
375	4月1日	補助線街路第114号線（言問通り）整備に係る補償再算定等業務委託（単価契約）	株式会社NISSO	単価契約	本業務は、道路拡幅整備に伴う用地取得の迅速かつ確実な手続きを担保する上で、該当路線の補償対象物件を調査及び算定、若しくは再算定を行い、補償金額を算出するものである。昨年度の受託者と継続して契約を行うことで、過去の業務で得た有効なデータ、経験や知識を活かした確実かつ効率的な履行が望めるほか、年度毎の補償算定の考え方が統一され、整合性を保てるとともに、用地買収対象地権者の負担軽減や再建計画への影響を抑えることができる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	立体化推進課
376	4月1日	押上・とうきょうスカイツリー駅周辺まちづくり事業推進委託	株式会社URリンケージ	14,784,000	指定事業者は、「とうきょうスカイツリー駅周辺まちづくり事業推進委託」の受託者として、平成30年度にプロポーザルにより選定された事業者である。本業務は、当該事業を継続して行うものであるとともに、地域の不動産価値等に係る内容であり、秘匿性が高いため、地域住民と構築した信頼関係や繋がりを有している指定事業者を指定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	拠点整備課
377	4月1日	曳舟駅周辺地区まちづくり検討業務委託	株式会社URリンケージ	7,689,000	指定事業者は、東武曳舟駅前地区の課題である木造密集市街地の解消や駅前広場などの公共施設整備等を目的としたまちづくりの検討業務を継続して受託しており、当地区のまちづくりの内容や経過を熟知している。本業務は当地区の課題等に対する一体的な検討が必須であることから、本業務を安定的に履行することができるのは、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	拠点整備課
378	4月1日	錦糸町駅周辺まちづくり支援業務委託	株式会社日本設計	14,993,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和5年3月15日付け4墨整立ま第179号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	まちづくり調整課
379	4月1日	両国駅周辺（横網一丁目）まちづくり推進支援委託	株式会社日本設計	13,893,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和4年7月4日付け4墨整立ま第73号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	まちづくり調整課
380	4月1日	緑と花の学習園管理業務委託（単価契約）	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	単価契約	指定事業者は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	環境保全課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
381	4月1日	雨水利用視察対応業務委託（単価契約）	特定非営利活動法人雨水市民の会	単価契約	指定事業者は、雨水利用と環境についての研究及び雨水利用の促進を行っており、墨田区の雨水利用について熟知していることから、本業務を効果的かつ効率的に履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境政策課
382	4月1日	第三次すみだ環境の共創プラン策定支援業務委託	株式会社ナレッジリー	10,998,900	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和7年3月3日付け6墨資政第887号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境政策課
383	4月1日	食品一括管理業務委託	社会福祉法人墨田さんさん会	9,884,080	指定事業者は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第5条第11項に規定する障害者支援施設であり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	環境政策課
384	4月1日	廃食油回収業務委託（単価契約）	株式会社ユーズ	単価契約	指定事業者は廃食油からディーゼル燃料を精製する方法とプラントの開発で、東京都産業技術大賞を受賞した廃食油再生業者「染谷商店」の回収部門を担当しており、指定事業者に委託することにより無償で資源化までの処理を行うことが可能である。よって、指定事業者以外は本業務を履行することができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ清掃事務所
385	4月1日	コンテナ洗浄委託（単価契約）	株式会社トベ商事	単価契約	本件は、苛性ソーダ系の洗浄剤に漬け置きした後に水を噴射して洗浄するため、水質汚濁・土壌汚染等の環境汚染とならないよう、水質汚濁防止法に基づく中和処理施設（工場認可施設）を所有し、かつ水質管理者でなければならない。区内近郊でこの条件を満たす事業者は現在のところ指定事業者のみで、洗浄施設への運搬経費の点からも指定事業者が最も適している。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ清掃事務所
386	4月1日	ガスボンベ・スプレー缶等の資源化処理業務委託（単価契約）	株式会社トベ商事	単価契約	本件物品は、家庭からの排出時にはガスや廃油等の内容物の完全な噴出や燃焼は困難であり、輸送中や処理作業中に発火や爆発の危険を伴う業務である。よって、これらの危険を回避し、安全な処理を行うと同時にアルミとスチールを分別して回収するノウハウを備えた処理工場が近隣にあることが必要である。 近隣区では指定事業者の処理工場以外に江戸川区に1工場存在するが、指定事業者の処理工場が距離的により近く、加えてアルミとスチールを自動的に完全選別する機械を所有しているため、本業務を効果的かつ効率的に履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ清掃事務所

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
387	4月1日	粗大ごみ収集・運搬等業務委託	東京都環境衛生事業協同組合 墨田区支部	223,053,494	指定事業者は、長年にわたり、ごみ・資源の収集・運搬作業を担い、清掃行政に関する知識を十分に持つ事業者で構成された団体であり、区内の地域特性（運び出し作業の申込みが多く、単身を含む高齢者世帯の割合が高い。）はもちろん、道路事情（幅員狭小、京島・向島地区等の入り組んだ地形）を熟知しており、本業務を効率的に行うことができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ清掃事務所
388	4月1日	ペットボトル回収用袋式ネットの購入	飯金工業株式会社	3,492,500	【物品】 資源物回収用袋式ネットは、繰り返し使用するので、耐久性があり、壊れにくい製品とする必要がある。 指定製品は、袋の開け口が綴じひもで、白玉ストッパーが付いているため、パネ式ストッパーのものより、耐久性があり壊れにくい特徴がある。よって、本製品を指定する。 【事業者】 本件の購入物品は、指定事業者が製造販売しているオリジナル製品であり、同様の素材を使用した製品が他社になく、指定事業者以外から購入することができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ清掃事務所
389	4月1日	有料ごみ処理券（有料シール）等の印刷（単価契約）	TOPPAN株式会社 情報コミュニケーション事業本部	単価契約	指定事業者は、現行の有料ごみ処理券の版權を有し、指定事業者が使用している受注・納入等の管理を行うシステムは、23区共通で使用している有料ごみ処理券管理システムに連動している。 他の事業者が有料ごみ処理券等の印刷を行う場合は、有料ごみ処理券管理システムの変更をしなければならず、多額の時間と経費が必要となり困難であるため、本業務を履行することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ清掃事務所
390	4月1日	回収容器配布、びん・缶回収及び資源化可能物運搬及び資源化業務委託（単価契約）	墨田リサイクル事業協同組合	単価契約	指定事業者は多数の事業者が所属しているため、広範囲な作業（回収）エリアに大量に排出される資源物の回収及び回収容器の配布を行う本業務を、安定的かつ確実に履行することができる区内で唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ清掃事務所
391	4月1日	家庭用金属製調理器具等回収業務委託（単価契約）	墨田リサイクル事業協同組合	単価契約	指定事業者は、多数の事業者が所属しているため、大量に排出される資源物を各品目別に速やかに選別（高品質化）し、安定的かつ確実にリサイクルルートに乗せることができる区内で唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ清掃事務所
392	4月1日	廃乾電池回収（拠点回収）業務委託	墨田リサイクル事業協同組合	600,000	指定事業者は多数の事業者が所属しているため、機動性を十分に発揮し、迅速かつ効率的に本業務を履行することができる区内で唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ清掃事務所

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
393	4月1日	古紙回収業務委託（単価契約）	R団連すみだリサイクル協同組合	単価契約	指定事業者は、東京都リサイクル事業団連合会の墨田支部として、再生資源を取り扱うとともに、廃棄物処理に係る区内業者の連合体であり、本業務を安定的かつ効果的に履行することができる区内で唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ清掃事務所
394	4月1日	資源物持ち去り防止パトロールを兼ねた早朝回収等業務委託（単価契約）	R団連すみだリサイクル協同組合	単価契約	指定事業者は、東京都リサイクル事業団連合会の墨田支部として、再生資源を取り扱うとともに、廃棄物処理に係る区内業者の連合体であり、本業務を安定的かつ効果的に履行することができる区内で唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ清掃事務所
395	4月1日	古紙資源化業務委託（単価契約）	R団連すみだリサイクル協同組合	単価契約	指定事業者は、東京都リサイクル事業団連合会の墨田支部として、再生資源を取り扱うとともに、廃棄物処理に係る区内業者の連合体であり、本業務を安定的かつ効果的に履行することができる区内で唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ清掃事務所
396	4月1日	すみだ清掃事務所施設日常清掃等業務委託（単価契約）	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	単価契約	指定事業者は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	すみだ清掃事務所
397	4月1日	レギュラーガソリン及び軽油の購入（単価契約）	有限会社新光給油所	単価契約	指定事業者は、本区の契約方法で契約締結が可能な墨田区北部地区唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ清掃事務所
398	4月1日	軽小型ダンプ車（リフトアップ機能無し）の借上（再リース⑤）	日本カーソリューションズ株式会社 東京営業部	446,600	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ清掃事務所
399	4月1日	プラスチック資源運搬等請負契約（単価契約）	東京都環境衛生事業協同組合 墨田区支部	単価契約	指定事業者は、ごみ・資源の収集・運搬作業を担い、清掃行政に関する知識を十分に持つ事業者で構成された団体であり、区内の地域特性（単身を含む高齢者世帯の割合が高い。）はもちろん、道路事情（幅員狭小、京島・向島地区等の入り組んだ地形）を熟知しており、本業務（車両供給及び運搬作業等）を効率的に行うことができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ清掃事務所
400	4月1日	プラスチック資源の中間処理業務委託（単価契約）	株式会社山室	単価契約	本業務の履行場所である中間処理施設には、日常的に業務を行う必要性から区近隣に施設が存在することが求められる。指定事業者が保有する中間処理施設（株式会社山室 隅田店：堤通1-17-27）は、東京都一般廃棄物処理施設の許可を受けた区内唯一の施設であるため、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ清掃事務所

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
401	4月1日	ペットボトル中間処理業務委託（単価契約）	株式会社山室	単価契約	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（令和6年2月29日付け5墨す清第2339号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ清掃事務所
402	4月1日	環境啓発用清掃車両の借上（再リース②）	日本カーソリューション株式会社 東京営業部	1,968,670	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ清掃事務所
403	4月1日	小型ダンプ車（シングルキャビン）の借上（再リース②）	三菱オートリース株式会社 公共営業部	1,046,650	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ清掃事務所
404	4月1日	東京23区廃棄物情報管理システム機器の借上	NECキャピタルソリューション株式会社	1か月あたり @75,790	指定事業者は、現行システムの開発、改修及び保守を行っているため、当該システムの更新にあたり、十分な知識と豊富な経験により当該システムを停止せずに正確、迅速、確実に遂行できる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ清掃事務所
405	4月1日	使用済蛍光灯等運搬業務委託（単価契約）	廃乾電池等処理共同企業体 代表者 野村興産株式会社	単価契約	指定事業者は代表者となる野村興産株式会社が、日本で唯一、使用済乾電池における「広域回収・処理センター」の指定を受けており、陸運から海運までを一元的に行うために構成された共同企業体である。このため、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ清掃事務所
406	4月1日	使用済蛍光灯等処理業務委託（単価契約）	野村興産株式会社	単価契約	「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」（平成27年12月1日付け環境省）では、水銀使用廃製品の焼却処分の禁止が謳われているが、指定事業者は、回収した水銀使用廃棄物を焼却させることなく水銀を回収し、リサイクルルートに乗せる技術を確認しているため、本業務を効果的かつ安全に履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ清掃事務所
407	4月1日	廃乾電池運搬業務委託（単価契約）	廃乾電池等処理共同企業体 代表者 野村興産株式会社	単価契約	指定事業者は代表者となる野村興産株式会社が、日本で唯一、使用済乾電池における「広域回収・処理センター」の指定を受けており、陸運から海運までを一元的に行うために構成された共同企業体である。このため、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ清掃事務所

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
408	4月1日	廃乾電池処理業務委託（単価契約）	野村興産株式会社	単価契約	「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」（平成27年12月1日付け環境省）では、水銀使用廃製品の焼却処分の禁止が謳われているが、指定事業者は、回収した水銀使用廃棄物を焼却させることなく水銀を回収し、リサイクルルートに乗せる技術を確認しているため、本業務を効果的かつ安全に履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ清掃事務所
409	4月1日	ペットボトル回収業務委託（単価契約）	東京都環境衛生事業協同組合 墨田区支部	単価契約	集積所等に排出されたペットボトルを効率よく速やかに回収するには、専用機材（車両）を有することが必須の条件となる。 指定事業者の属する「東京都環境衛生事業協同組合」は23区内では最大規模の事業者団体であり、当団体を形成する事業者が所有する車両には、回収したペットボトルに切り込みを入れ潰すことができる装置を装着しており、回収効率の向上が可能になるため、本業務を効率的かつ安定的に履行することができるのは、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ清掃事務所
410	4月1日	ごみ分別検索システム保守運用管理業務委託	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	2,494,800	指定事業者は、本件の保守対象であるシステムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ清掃事務所
411	4月1日	すみだリサイクルセンター受付業務委託	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	1,416,360	指定事業者は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	すみだ清掃事務所
412	4月1日	すみだリサイクルセンター展示品補修業務委託	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	2,885,520	指定事業者は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	すみだ清掃事務所
413	4月1日	びん・缶の売却（単価契約）	墨田リサイクル事業協同組合	単価契約	指定事業者には多数の事業者が所属しているため、広範囲な作業（回収）エリアに大量に排出される資源物の回収を確実かつ安定的に、また市況価格で買い受けることができる区内で唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ清掃事務所
414	4月1日	地方公会計制度による財務書類作成等支援業務委託	株式会社パブリック・マネジメント・コンサルティング	4,000,000	指定事業者は、本区同様のシステム環境を自社内に構築し、データ連携機能を用いた作成等、極めて効率的で特殊な処理を実現している。 また、経年比較、他団体比較、各種セグメント分析等を確実に行うためには、指定事業者が有している特別な知識（前年度同様の決算整理仕訳ノウハウ）が必要であることから、本業務を効果的に履行することができるのは、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	会計管理担当
415	4月1日	墨田区会計管理事務関連業務委託	株式会社パソナ	21,838,300	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和3年3月22日付け2墨会第523号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	会計管理担当

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
416	4月1日	墨田区教職員保健指導業務委託	有限会社シバ労働衛生 コンサルタント事務所	660,000	本業務は、教職員の各種健診との連携が不可欠であるが、指定事業者は、それらを実施している（財）東京都予防医学協会の指定であるため、本業務を履行することができるのは、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課
417	4月1日	学校システム巡回相談業務委託	株式会社ジェーミックス	16,251,840	本件におけるサポート業務の中心となる校務支援システムの支援について、指定事業者はシステム開発元から情報提供を受け学校向けサポートを実施しており、区の運用方針に沿いながら開発元と連携・一貫したサポート体制を構築できる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課
418	4月1日	GIGAスクール支援員配置業務委託	株式会社ジェーミックス	60,741,120	GIGAスクール構想で配備した端末と校務支援システム等の既存のシステム機器については一体的な支援が不可欠であることから、本業務を履行することができるのは、既存システム機器についての支援を行う「学校システム巡回相談業務委託」の受託者である指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課
419	4月1日	GIGAスクール支援員補佐業務委託	株式会社ジェーミックス	2,259,840	GIGAスクール構想で配備した端末と校務支援システム等の既存のシステム機器については一体的な支援が不可欠である。 指定事業者は、双方の機器の使用方法等についての支援を行う「GIGAスクール支援員配置業務委託」及び「学校システム巡回相談業務委託」の受託者であり、本業務を効果的かつ安定的に履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課
420	4月1日	小・中学校保護者向け自動応答欠席連絡システムの使用	株式会社137	12,848,000	自動応答欠席連絡システムは、スマートフォン等のほか固定電話からも利用可能なシステムである。このような類似のシステムは他にはなく、また、本システム以外のシステムを導入すると経費面のほか学校現場や保護者への影響が大きく利便性や操作性が低下するおそれがあるため、本システムを継続して使用する必要がある。 指定事業者は本システムの開発元であり、本システムを提供することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課
421	4月1日	児童・生徒用タブレット端末の年次更新作業委託	株式会社ライオン事務器 東京本店	1,320,000	本件は、墨田区の学校ネットワーク等との接続やIPアドレスなどの設定情報が必要であるが、当該ネットワークに係る設定情報等は、セキュリティ確保の観点から当該ネットワークを設計・構築した指定事業者以外に開示することができないため、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
422	4月1日	区立小学校の施設管理業務委託	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	74,427,851	指定事業者は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	庶務課
423	4月1日	区立中学校の施設管理業務委託	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	30,237,006	指定事業者は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	庶務課
424	4月1日	旧学校施設の施設管理業務委託（単価契約）	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	単価契約	指定事業者は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	庶務課
425	4月1日	パソコン教室に係る運用保守委託（墨田中学校外2校）	株式会社ライオン事務器 東京本店	4,356,000	本件は、墨田区の学校ネットワーク等との接続やIPアドレスなどの設定情報が必要であるが、当該ネットワークに係る設定情報等は、セキュリティ確保の観点から当該ネットワークを設計・構築した指定事業者以外に開示することができないため、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課
426	4月1日	電子黒板機能付きプロジェクター外運用保守業務委託（令和3年度導入校）	株式会社ライオン事務器 東京本店	4,257,000	本件は、墨田区の学校ネットワーク等との接続やIPアドレスなどの設定情報が必要であるが、当該ネットワークに係る設定情報等は、セキュリティ確保の観点から当該ネットワークを設計・構築した指定事業者以外に開示することができないため、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課
427	4月1日	タブレット端末外運用保守業務委託（令和5年度導入校）	株式会社ライオン事務器 東京本店	2,818,200	本件は、墨田区の学校ネットワーク等との接続やIPアドレスなどの設定情報が必要であるが、当該ネットワークに係る設定情報等は、セキュリティ確保の観点から当該ネットワークを設計・構築した指定事業者以外に開示することができないため、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課
428	4月1日	校務支援システム関連機器外の借上（再リース）	NECキャピタルソリューション株式会社	6,332,040	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
429	4月1日	電子黒板機能付きモニター外保守業務委託（令和6年度導入校）	株式会社ライオン事務器 東京本店	3,762,000	本件は、墨田区の学校ネットワーク等との接続やIPアドレスなどの設定情報が必要であるが、当該ネットワークに係る設定情報等は、セキュリティ確保の観点から当該ネットワークを設計・構築した指定事業者以外に開示することができないため、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課
430	4月1日	タブレット端末外運用保守業務委託（令和6年度導入）（児童・生徒用）	株式会社ライオン事務器 東京本店	59,400,000	本件は、墨田区の学校ネットワーク等との接続やIPアドレスなどの設定情報が必要であるが、当該ネットワークに係る設定情報等は、セキュリティ確保の観点から当該ネットワークを設計・構築した指定事業者以外に開示することができないため、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課
431	4月1日	タブレット端末外運用保守業務委託（教育センター）	株式会社ライオン事務器 東京本店	792,000	本件は、墨田区の学校ネットワーク等との接続やIPアドレスなどの設定情報が必要であるが、当該ネットワークに係る設定情報等は、セキュリティ確保の観点から当該ネットワークを設計・構築した指定事業者以外に開示することができないため、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課
432	4月1日	タブレット端末外運用保守業務委託（令和6年度導入校）	株式会社ライオン事務器 東京本店	4,224,000	本件は、墨田区の学校ネットワーク等との接続やIPアドレスなどの設定情報が必要であるが、当該ネットワークに係る設定情報等は、セキュリティ確保の観点から当該ネットワークを設計・構築した指定事業者以外に開示することができないため、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課
433	4月1日	パソコン教室に係る運用保守委託（墨田中学校外2校）	株式会社ライオン事務器 東京本店	5,808,000	本件は、墨田区の学校ネットワーク等との接続やIPアドレスなどの設定情報が必要であるが、当該ネットワークに係る設定情報等は、セキュリティ確保の観点から当該ネットワークを設計・構築した指定事業者以外に開示することができないため、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課
434	4月1日	幼稚園保護者向け情報連絡システムの使用	株式会社コドモン	561,000	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課
435	4月1日	校務支援システム運用支援委託	株式会社ジェーミックス	11,880,000	指定事業者は、校務支援システム開発事業者から情報提供を受け、学校向けサポート事業を行う唯一の事業者であり、区の運用方針に沿いながら開発元と連携・一貫したサポート体制を構築できるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
436	4月1日	労働者派遣（学校栄養士）（単価契約）	株式会社ユーエスキュア	単価契約	現在派遣されている派遣労働者が各業務内容を身に着けるまでには相当の期間を要した。新年度の任用計画では、これらの者が当たる職が派遣を必要とする期間は短く、新たな派遣労働者に業務内容を一から教えることは非効率的であり、かつ、業務に支障をきたすおそれがある。したがって、次年度も当該職の派遣要因が消滅するまでの間は、同一の者の派遣が必要となるが、それが可能な事業者は、指定事業者以外にない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課
437	4月1日	空調機の借上（令和4年度旧隅田小学校外1校設置分）（再リース）	有限会社飯沼電機	1,003,200	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課
438	4月1日	心臓検診委託（単価契約）	公益財団法人東京都予防医学協会	単価契約	当法人は、二次検査において小児循環器専門医が問診・診察を行っている数少ない検査機関であり、23区中15区の心臓検診を受託し、令和5年度は都内の公立小中学校及び都立高校等について年間約12万人の心臓検診を実施できる体制を持っている。本区の児童生徒の対象人数にも対応ができる医療機関は、指定事業者以外にない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学務課
439	4月1日	腎臓検診委託（単価契約）	公益財団法人東京都予防医学協会	単価契約	当法人は、三次検査において小児腎臓専門医が問診・診察を行っている数少ない検査機関で、23区中15区の腎臓検診を受託し、令和5年度は都内の公立小中学校及び都立高校等について年間約35万件の腎臓検診を実施できる体制を持っている。本区の児童生徒の対象人数にも対応ができる医療機関は、指定事業者以外にない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学務課
440	4月1日	健康診断器具消毒委託（単価契約）	東京医療商事株式会社	単価契約	指定事業者は、滅菌した器具が緊急に必要な場合に、各学校及び各幼稚園に即日中に配送ができ、年間を通じて器具の一括保管ができる近隣地区唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学務課
441	4月1日	「わたしたちの東京都」の購入	明治図書出版株式会社	1,286,040	【物品】 「わたしたちの東京都」は、本区が長年にわたり採用している副読本である。 【事業者】 年度当初に指定製品を各校へ納入する必要があるが、短期間に一括で納入することができるのは、出版業者である指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学務課
442	4月1日	写真ニュースの購入	株式会社少年写真新聞社	2,098,140	【物品】 「写真ニュース」は、本区が長年にわたり採用している児童・生徒用の教材・掲示物である。 【事業者】 「写真ニュース」は発行元である指定事業者しか取り扱っていないため、本業務を履行することができるのは指定事業者以外にない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学務課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
443	4月1日	図書・雑誌の購入（小学校・中学校）（単価契約）	東京都書店商業組合墨田支部	単価契約	指定事業者は、区内の書店で構成された唯一の組合である。独自の仕入れ方法により、インターネットによる選書や発注にも対応でき、幅広い分野のリクエストにも迅速に対応できる。また、学校図書館業務の効率化のため、図書館に準じた図書・雑誌の一括購入及び装備を実施した上で納入できる区内で唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学務課
444	4月1日	家庭学習用モバイルルーター保守委託	ソフトバンク株式会社	6,864,000	指定事業者は、本件の保守対象であるモバイルルーター（再リース）の保守窓口の構築事業者であり、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学務課
445	4月1日	家庭学習用モバイルルーターの借上（再リース）	ソフトバンク株式会社	6,652,800	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学務課
446	4月1日	学校給食献立システム保守委託	株式会社東洋システムサイエンス	1,003,200	指定事業者は、本件の保守対象であるシステムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学務課
447	4月1日	モバイルルーターの借上（区立幼稚園）（再リース）	ソフトバンク株式会社	534,600	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学務課
448	4月1日	読売新聞外の購入	株式会社読売新聞東京本社 販売第一部	812,800	【物品】 学校教育のため、学校図書館等に配置し本新聞を活用する必要がある。 【事業者】 指定事業者は当該新聞の発行元であるため、本業務を履行することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学務課
449	4月1日	日本教育新聞の購入	株式会社日本教育新聞社	1,155,000	【物品】 学校教職員の研究用図書として、本教育専門誌を活用する必要があるため。 【事業者】 指定事業者は本新聞の発行元であるため、本業務を履行することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学務課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
450	4月1日	雑誌「内外教育」の購入	株式会社時事通信社	1,686,300	【物品】 学校教職員の研究用図書として、本教育専門誌を活用するため。 【事業者】 指定事業者は本雑誌の発行元であるため、本業務を履行することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学務課
451	4月1日	墨田区中学生海外派遣業務委託（単価契約）	近畿日本ツーリスト株式会社 公務営業支店	単価契約	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和4年3月7日付け3墨教指第2661号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	指導室
452	4月1日	墨田区立小・中学校外国語指導員派遣（単価契約）	株式会社インタラック 関東南	単価契約	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和5年2月28日付け4墨教指第2080号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	指導室
453	4月1日	地域クラブ活動（エンタメ部）の実施委託（単価契約）	有限会社サンライズ コーポレーション	単価契約	本件は、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携により、学校と地域が協働し、部活動の地域移行を進めるものである。指定事業者は、区内にスタジオを有しており、区内でミュージカルなど多岐に渡る専門性の高い表現活動の指導ができる限られた事業者の一つである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	指導室
454	4月1日	地域クラブ活動（フットサル部）の実施委託（単価契約）	株式会社風雅プロモーション	単価契約	指定事業者は、本区とホームタウン協定を結ぶフットサルのプロチーム「フウガドールすみだ」を有するとともに、長年に渡り、区内において、小・中学生等を対象としたスクール事業を行っており、小・中学生を対象とした専門性が高いフットサルの指導をすることができる区内唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	指導室
455	4月1日	地域クラブ活動（剣道部）の実施委託（単価契約）	墨田区剣道連盟	単価契約	指定事業者は、区内における剣道の振興を目的に活動しており、長年に渡り、区内において地域の小・中学生に対する指導を行っており、小・中学生を対象とした専門性が高い剣道の指導をすることができる区内唯一の団体である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	指導室
456	4月1日	部活動指導業務委託（吾嬬第二中学校バドミントン部）（単価契約）	特定非営利活動法人スポーツドアあずま	単価契約	本件は、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携により、学校と地域が協働し、部活動の地域移行を進めるものである。指定事業者は、文部科学省の掲げる「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」の一環として、区と地域コミュニティが協働で設立し、本区北部地域に密着したスポーツ振興事業を行う団体である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	指導室
457	4月1日	部活動指導業務委託（両国中学校バレーボール部）（単価契約）	特定非営利活動法人両国倶楽部	単価契約	本件は、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携により、学校と地域が協働し、部活動の地域移行を進めるものである。指定事業者は、文部科学省の掲げる「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」の一環として、区と地域コミュニティが協働で設立し、本区南部地域に密着したスポーツ振興事業を行う団体である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	指導室

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
458	4月1日	SNS相談業務委託	ポールトゥウィン株式会社	8,659,200	本件については、指名競争入札により再度入札を1回（初度を含めて2回）行ったが、応札者がいなかった。その後、指名業者を変更し、指名競争入札を行ったが、応札者がいなかった。 このため、指名した事業者のうち、過去に本件を受託した実績のある指定事業者と協議を行ったところ、予算額内の金額で契約締結が可能との意向が示された。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	指導室
459	4月1日	小中学生向け教材サービスの使用	株式会社読売新聞東京本社 教育ネットワーク事務局	2,800,200	本教材サービスは、小中学生の読解力向上を目的に、指定事業者が新聞記事を基に作成したものであり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ教育研究所
460	4月1日	墨田区学習状況調査委託（単価契約）	東京書籍株式会社 東京支社	単価契約	本業務は、毎年、本区の学習状況を調査し、その結果を指定事業者が提供する独自の目標値や全国平均値と比較し、経年変化を検証することを目的としている。 よって、本業務を履行することができるのは、平成25年度から本業務を受託している指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ教育研究所
461	4月1日	学習用ソフトウェアの使用	株式会社ベネッセコーポレーション 小中学校事業部	29,612,000	本ソフトウェアは、指定事業者が開発したものであり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ教育研究所
462	4月1日	英語活動体験の実施委託（単価契約）	株式会社インタラック 関東南	単価契約	本業務は、「墨田区幼保小中一貫教育推進計画（令和6年度～令和10年度）」に基づいて実施するものである。（取組の方向性1 連続性のある学習指導の連携） 指定事業者は、「墨田区立小・中学校外国語指導員派遣（単価契約）」の受託者であり、本区の英語活動の実情を十分に把握しているため、本業務を最も効率的かつ効果的に履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ教育研究所
463	4月1日	「ジュニア・リーダー研修会」支援業務委託	一般社団法人SSK	3,127,142	指定事業者は、青少年の体験活動や研修会を通じた青少年教育事業を目的として活動しており、本業務に必要な知識・経験を有しているため、本業務を確実に効果的に履行することができる区内で唯一の団体である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域教育支援課
464	4月1日	立花大正民家園及び旧小山家住宅の管理業務委託（単価契約）	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	単価契約	指定事業者は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	地域教育支援課
465	4月1日	墨田区放課後子ども教室運営支援業務委託	特定非営利活動法人放課後NP0アフタースクール	7,859,016	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和6年3月18日付け5墨地教第1194号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域教育支援課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
466	4月1日	墨田区立小学校図書館運営業務委託	株式会社図書館流通センター	52,287,510	本業務を行うに当たり、プロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和5年2月21日付け4墨教ひ図第574号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ひきふね図書館
467	4月1日	資料運搬業務委託（単価契約）	墨田トラック運送事業協同組合	単価契約	本業務については、年末年始以外は土、日、祝祭日を問わず原則毎日運行する必要がある。また、目的地、運搬量、天候や交通状況の業務環境の変化へも柔軟かつ迅速な対応が必要となる。 指定事業者は区内運送事業者が主な構成員となつて組織された組合であり、区内の地理や施設の状況を熟知し、業務環境の変化に対しても安定的な運行と組織的な対応ができることから、本業務を効率的かつ効果的に履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ひきふね図書館
468	4月1日	自動出納書庫システムの保守委託	株式会社オカムラ 物流システム営業部 CSテクニカルセンター	4,488,000	指定事業者は、本件の保守対象である自動出納書庫の製造及び設置業者であり、点検に使用する機材・消耗品等は、他社製品と互換性がなく、指定事業者以外は調達できない。よって指定事業者は、本業務を履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ひきふね図書館
469	4月1日	図書書誌データの購入	株式会社図書館流通センター	3,660,800	現在市販されている図書館用図書書誌データ（マーク）のうち、図書館が使用することを前提に作成されているのは、指定事業者製の「TRCマーク」のみであり、他社の書誌データに比べ、質、量ともに優れている。 さらにデータの訂正も随時行い、学習件名など他社の書誌データにはない情報も含まれているなど、図書館や図書館利用者が使用するためのサービスも充実しているが、これらの書誌データは、指定事業者のホームページからダウンロードするほか入手する方法がない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ひきふね図書館
470	4月1日	墨田区立図書館電算システムに係る機器の借上（再リース）	株式会社JECC	2,748,636	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ひきふね図書館
471	4月1日	墨田区立図書館電算システムの保守委託	株式会社サン・データセンター	35,405,040	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することが出来るのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ひきふね図書館
472	4月1日	図書・雑誌の購入（単価契約）	東京都書店商業組合墨田支部	単価契約	図書館業務の効率化のため、図書・雑誌の一括購入及び図書の図書館内装備を実施しているが、指定事業者はこの方法で納入することができる区内で唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ひきふね図書館
473	4月1日	視聴覚資料の購入（単価契約）	株式会社図書館流通センター	単価契約	指定事業者は、現行のCD・DVDデータ（TRC-Tタイプ）を編集できる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ひきふね図書館

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
474	4月1日	墨田区立中学校図書館運営業務委託	株式会社図書館流通センター	19,961,700	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和7年2月20日付け6墨教ひ図第811号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ひきふね図書館
475	4月1日	学校貸出資料運搬業務委託（単価契約）	墨田トラック運送事業協同組合	単価契約	本件による資料の運搬は、「資料運搬業務委託」による図書館資料等の巡回交換便の経路途中で行うものであるため、同契約の指定事業者を指定する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ひきふね図書館
476	4月1日	会議録検索システムの使用	株式会社会議録研究所	528,000	指定事業者は墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	区議会事務局
477	4月1日	墨田区議会インターネット映像配信業務委託（単価契約）	株式会社会議録研究所	単価契約	本業務に含まれる「ライブ中継中におけるテロップシステムの操作」は、指定事業者以外は行っておらず、システム操作と映像配信との連動性の観点から、本業務のみを切り離して委託することができない。よって、安定的かつ確実に本業務を履行することができるのは、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	区議会事務局
478	4月1日	墨田区議会会議記録作成業務委託（単価契約）	株式会社会議録研究所	単価契約	本業務は、会議録検索システム用のテキストデータを作成するものであるが、本区では指定事業者のシステムを使用しているため、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	区議会事務局
479	4月1日	クラウド型ペーパーレスシステム運用業務委託	東京インタープレイ株式会社	990,000	本件については、令和6年2月2日の議会運営委員会において、令和6年度以降もペーパーレスシステム「SideBooks」を使用することが決定された。当該システムは、開発元である指定事業者のみが取り扱っているため、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	区議会事務局
480	4月1日	法令・令規集類の追録の購入（単価契約）	株式会社ぎょうせい	単価契約	【物品】 法制執務及び法務相談、訴訟、不服申立て等への対応について、一層、適法、適切な対応等を行うため、製品を指定し、購入する必要がある。 【事業者】 本件は、指定事業者が発行する追録を購入するものであり、指定事業者でなければ納入することができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	区議会事務局